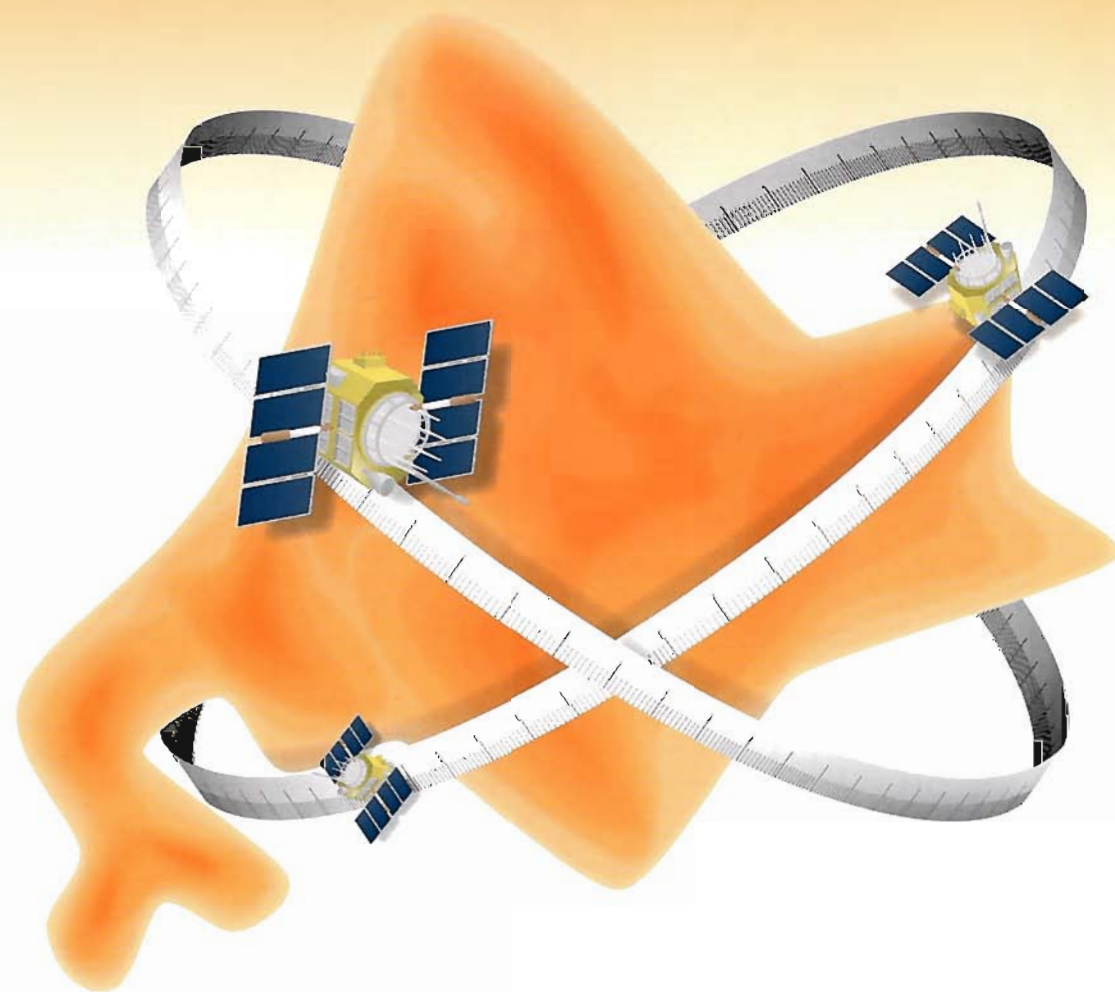


土地家屋調査士 さっぽろ

2008
札幌 No.226

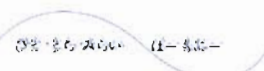


「ロス疑惑・JR訴訟と時効の起算点」

北海道大学 松久 三四彦

地理空間情報における「基盤地図情報」と
「法14条地図」における土地家屋調査士の役割

土地家屋調査士 中原 章博



札幌土地家屋調査士会

めざしたのは、「完全なリモートコントロール」。

SRX

迅速、正確、ストレスフリー。
トータルステーションの新しいフラッグシップ・SRX。



株式会社 ソキア販売 北海道営業所

北海道札幌市西区琴似二条7-2-32 サンシャイン琴似1F TEL 011-611-3441

SOKKIA

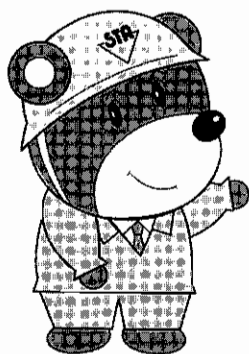


土地家屋調査士
さっぽろ

2008

札幌 No. 226

- 2 | ロス疑惑・JR訴訟と時効の起算点 北海道大学 松久三四彦
- 6 | 地理空間情報における「基盤地図情報」と
「法14条地図」における土地家屋調査士の役割 札幌土地家屋調査士会 中原 章博
- 13 | マンガで判る 土地家屋調査士業務の一例
- 18 | 分筆登記をするための測量
- 22 | 「10年後も土地家屋調査士として生きる」
～社会の変革と土地家屋調査士～ 宮城県土地家屋調査士会 鈴木 修
- 28 | お気に入りの宿 天然温泉旅館 北都
- 29 | 政治連盟の活動について 札幌土地家屋調査士会政治連盟 会長 宇井 一紀
- 30 | 過去・現在そして未来へ…… (社)札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会 副理事長 前田登輝夫
- 32 | 趣味に生きる—Part 3— 佐藤 春光
- 35 | 会員研修に関するアンケート報告書
- 39 | 編集後記



スタちゃん



ロス疑惑・JR訴訟と時効の起算点

北海道大学大学院法学研究科教授

松久 三四彦

I 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効

自動車事故、暴力、名誉毀損報道などの不法行為の被害者は、加害者に対して損害賠償を求めることができます（民709条）。しかし、被害者またはその法定代理人が「損害及び加害者を知った時」（2004年に現代語化される前は、「損害及び加害者ヲ知りタル時」と規定されていました）から3年で消滅時効が完成し（民724条前段。なお、後段は、「不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。」と定めています）、加害者が消滅時効を援用すると、債権は消滅します（民145条）。しかし、「損害及び加害者を知った時」という3年時効の起算点は被害者の主観（認識）ですので、裁判においては、この起算点が何時かをめぐって争われることが少なくありません。近時、いわゆるロス疑惑訴訟でこの点に関する最高裁判決がだされ、JR訴訟の3つの地裁判決がでていますので、それを紹介し、若干の検討をしたいと思います（以下の文中のアンダーラインは、筆者が付したものです）。論点は明白で、判決文もよみやすいので、少し長くなりますが、そのまま引用することにします。

II ロス疑惑とは

今年（2008年）10月10日（日本時間11日）、いわゆるロス疑惑事件のMが、アメリカ自治領サイパンからロサンゼルスへ移送されたその日、ロサンゼルス市警本部の留置所で自殺しました。事件から27年後、衝撃の結末でした。

ロス疑惑報道の概要は、次のようなものです。1981年11月、Mと妻Kさんはロサンゼルス郊外の駐車場で2人組の男に銃撃され、Kさんは頭を撃たれて意識不明の重態、Mも足を撃たれ負傷しました。翌年、Kさんは日本で意識が戻ることなく死亡、Mは、保険会社（3社）から約1億6000万円を受け取りました。当時、マスコミは、悲劇の夫婦として大きく報道し世間の同情を集めました。ところが、1984年、週刊文春が、「疑惑の銃弾」というタイトルで、Mの保険金詐欺目的の殺人事件ではないかとする記事を連載し、マスコミ、そして世間の見る目は一転しました。続いて、1979年にロサンゼルス郊外で発見された女性の遺体が、Mの経営する輸入雑貨商の役員をしていたAさんであり、その口座から

426万円がMによって引き落とされていたことが判明しました。更に、銃撃事件から3ヶ月前、Mがロサンゼルスのホテルのロビーで商談中、Kさんがいる部屋に何者かが侵入しKさんの後頭部を殴打し犯人が逃走するという事件があったことがわかりました。そして、1985年、産経新聞が、MにKさん殺しを頼まれて犯行に及んだとの、Mの愛人B子の告白記事を載せました。

1985年、警視庁はMとBをKさんに対する殴打事件での殺人未遂容疑で逮捕し、同年、東京高裁でBに懲役2年6ヶ月が確定、1988年には最高裁でMの懲役6年が確定しました。同年、銃撃事件で、Mと実行犯とされたロサンゼルス市警の駐車場経営者Cが殺人容疑で逮捕され、1994年、東京地裁はCに対して証拠不十分として無罪、Mに対しては実行犯を氏名不詳としたまま無期懲役を言い渡しました。これに対し、1998年、東京高裁はCの無罪（確定）とMに対しては「氏名不詳に妻を銃撃させたのは間違いのないとする確かな証拠が無い」として無罪を言い渡しました。そして、2003年、最高裁は「記録を精査しても、妻だったKさんを殺害したと認めるには合理的な疑いが残るとした2審の無罪判断は是認できる」として検察側の控訴を棄却しMの無罪が確定しました。しかし、アメリカの捜査は続いており、今年（2008年）2月22日、Mがサイパンに入国したところを、現地に向かっていたロサンゼルス市警の警官に殺人容疑で逮捕され、大々的に報道されました。

III ロス疑惑訴訟

Mは、マスコミの報道が名誉毀損の不法行為にあたるとして、多くの（500件弱）損害賠償請求訴訟を提起しましたが、ここでとりあげるのは、損害賠償請求権の消滅時効が問題になり、最高裁までもちこまれた事件です。判決中にまとめられている事案の概要と判旨は以下のとおりです。

1 事案の概要

(1) Y1通信社は、地方新聞等全国の報道機関を社員（加盟社）とする社団法人であり、全国的な内容のニュースを加盟社に配信する業務を行う通信社である。Y1から記事の配信を受けた加盟社は、当該記事を自社の発行する新聞紙に掲載するかどうか

及びどのような見出しを付するかについては、自ら決定するが、当該記事を掲載する場合には、裏付け取材をすることなく、記事内容に何ら実質的な変更を加えることなく、当該記事が配信された日又はその翌日に発行する新聞紙面にこれを掲載することを常としている。

Y2新聞社は、Y1通信社の加盟社であり、日刊紙「Y2新聞」を発行している。

(2) Y1通信社は、1985年9月12日、Y2新聞社に対し、Mの名誉を毀損する記事を配信し、Y2新聞社は、同月13日付けのY2新聞紙上に、「Kさん殴打事件 A、口封じに圧力」、「Bの身边に出没」等の見出しを付して、本件配信記事をそのまま掲載した。

(3) Mは、1991年ころ、Y1通信社が配信した本件配信記事とは異なる記事（以下「別件記事」という。）に関する別件損害賠償請求訴訟の過程でY1通信社の加盟社に対する記事配信のシステムを知り、Y1通信社の加盟社が発行する全国の新聞紙に別件記事と同内容の記事が掲載されているのではないかと考え、調査会社を使って調査したところ、1992年初めころまでに、Y2新聞社がY1通信社の加盟社であること及びY2新聞社を含む30社以上の加盟社が発行する新聞の紙面に別件記事と同内容の記事が掲載されていたことを知った。

(4) Mは、1991年12月16日、T社が発行する日刊新聞「Tタイムズ」紙の1985年9月13日付け紙面に本件記事と同内容の記事が掲載されたことに関し、同社に対し、損害賠償請求訴訟を提起した。Tタイムズ社は、同記事がY1通信社から配信を受けた記事に基づくものであることを明らかにして、Y1に対して訴訟告知をした。同訴訟告知書は、1992年7月9日にMに送達された。

これによって、Mは、Y1通信社の加盟社であるY2新聞社が発行する新聞紙上にも本件配信記事に基づく記事が掲載されている可能性が高いことを知った。

(5) Y2新聞社は、本件記事掲載当時、掲載記事についての閲覧、謄写サービスを行っていなかったが、閲覧、謄写の申込みに対しては、栃木県内の各市町村立図書館等がY2新聞のバックナンバーをそろえており、栃木県立図書館等が閲覧、謄写サービスを行っているため、これらの施設を利用するよう回答していた。

栃木県立図書館では、当時から、掲載紙、掲載年月日、記事内容が特定されれば、申込者に対して、当該記事の写しを郵送するサービスを行っていた。

(6) Mは、本件記事掲載時から継続して勾留されていたが、自己に関する新聞報道に強い関心を持ち、拘置所内においても、知人を通じるなどして強力な情報収集能力を発揮するだけの知識、技能を有し

ている。

(7) 本件訴えが提起されたのは、1995年7月25日であるが、Y1らは、MのY1らに対する本件名誉毀損に基づく損害賠償請求権について、Mが本件配信記事の存在を知った1992年7月9日を起算日とする消滅時効を援用した。

2 1審・2審判決

2審は、次のように判断して、1審と同じく、MのY1らに対する損害賠償請求権は時効により消滅したとし、不法行為の成否について判断することなく、Mの請求を棄却すべきものとした。

(1) 民法724条にいう「損害及び加害者ヲ知りタル時」とは、被害者において、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度に損害及び加害者を知った時を意味するものと解するのが相当であり、被害者に現実の認識が欠けていても、その立場、知識、能力などから、わずかな努力によって損害や加害者を容易に認識し得るような状況にある場合には、その段階で、損害及び加害者を知ったものと解するのが短期消滅時効の起算点に関する特則を設けた同条の趣旨にかなう。

(2) Mは、拘置所内にあっても、その知識、技能により、自らあるいは支援者たる知人を通じて栃木県立図書館に本件記事の写しの郵送を申入れ、これ入手することが容易であったから、さほどの困難もなく、本件記事の存在及び内容を確知し、損害賠償請求権を行使することが可能な状況にあった。

(3) したがって、Mは、本件配信記事の存在を知った1992年7月9日の時点において、Y1らに対する損害賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度に損害及び加害者を知ったものと認めるのが相当である。

3 最高裁判決（最判平成14年1月29日民集56巻1号218頁）

「民法724条は、不法行為に基づく法律関係が、未知の当事者間に、予期しない事情に基づいて発生することがあることにかんがみ、被害者による損害賠償請求権の行使を念頭に置いて、消滅時効の起算点に関して特則を設けたのであるから、同条にいう『損害及び加害者ヲ知りタル時』とは、被害者において、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度にこれらを知った時を意味するものと解するのが相当である（最48年11月16日民集27巻10号1374頁参照）。そして、次に述べるところに照らすと、同条にいう被害者が損害を知った時とは、被害者が損害の発生を現実に認識した時をいうと解すべきである。

不法行為の被害者は、損害の発生を現実に認識していない場合がある。特に、本件のような報道による名誉毀損については、被害者がその報道に接することなく、損害の発生をその発生時において現実に

認識していないことはしばしば起こり得ることであるといえる。被害者が、損害の発生を現実に認識していない場合には、被害者が加害者に対して損害賠償請求に及ぶことを期待することができないが、このような場合にまで、被害者が損害の発生を容易に認識し得ることを理由に消滅時効の進行を認めることにすると、被害者は、自己に対する不法行為が存在する可能性のあることを知った時点において、自己の権利を消滅させないために、損害の発生の有無を調査せざるを得なくなるが、不法行為によって損害を被った者に対し、このような負担を課することは不当である。他方、損害の発生や加害者を現実に認識していれば、消滅時効の進行を認めても、被害者の権利を不当に侵害することにはならない。

民法724条の短期消滅時効の趣旨は、損害賠償の請求を受けるかどうか、いかなる範囲まで賠償義務を負うか等が不明である結果、極めて不安定な立場に置かれる加害者の法的地位を安定させ、加害者を保護することにあるが（最判昭和49年12月17日民集28巻10号2059頁参照）、それも、飽くまで被害者が不法行為による損害の発生及び加害者を現実に認識しながら3年間も放置していた場合に加害者の法的地位の安定を図ろうとしているものにすぎず、それ以上に加害者を保護しようという趣旨ではないといふべきである。

これを本件について見ると、Mは、1992年7月9日の時点においては、Y1通信社の加盟社であるY2新聞社の発行する新聞紙上に本件配信記事に基づく記事が掲載されている可能性が高いことを知ったにすぎず、本件記事が実際に掲載されたこと、すなわちY1がMの名誉を毀損し、不法行為に基づく損害が発生したことを現実に認識していなかったというのであるから、同日をもって消滅時効の起算点とすることはできないといわなければならない。

そうすると、MのY1らに対する損害賠償請求権が時効により消滅したとする原審の判断には、民法724条の解釈適用を誤った違法があり、この違法は判決に影響を及ぼすことが明らかである。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、MのY1らに対する請求について更に審理判断させるため、本件を原審に差し戻すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。」

4 最高裁判決のポイント

2審は、「被害者に現実の認識が欠けていても、その立場、知識、能力などから、わずかな努力によって損害や加害者を容易に認識し得るような状況にある場合には、その段階で、損害及び加害者を知ったものと解」してよいとしました。しかし、最高裁は、「被害者が損害の発生を現実に認識した時」が3年時効の起算点であるとして、被害者に有利な判

断をしたわけです。

IV JR訴訟

ここでJR訴訟と呼ぶのは、1987年4月1日、国鉄の分割・民営化の際、JRに採用されず、国鉄から移行した清算事業団（日本国有鉄道清算事業団）の職員となり、再就職しなかったため解雇された者とその相続人が、事業団を承継した日本国有鉄道建設公団をさらに承継した被告（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構）に対し損害賠償等を求めた訴訟です。

原告らは、地労委（地方労働委員会）に救済命令を求め、地労委はJRに雇用を命じました。そして、中労委（中央労働委員会）は、JRに対して改めて公正に選考するよう命令しました。しかし、JRはその取消を求める訴えを提起し、救済命令の取消が最判平成15年12月22日民集57巻11号2335頁により確定しました。そこで、原告らは、国鉄が、原告らをJR各社の採用候補者名簿に記載せず、事業団に振り分けた行為が不法行為にあたるとして損害賠償を求めたところ、被告は、3年時効の起算点は名簿不記載の時であるから消滅時効が完成していると主張しました。これに対し、原告らは、上記の平成15年最高裁判決の時が起算点になるから消滅時効は完成していないとして争っています。

このJR訴訟の1審判決には、①東京地判平成17年9月15日判時1906号10頁（国労1次訴訟1審判決）、②東京地判平成20年1月23日（全動労訴訟1審判決）、③東京地判平成20年3月13日（国労2次訴訟1審判決）があり、①②判決は、原告主張の起算点を、③判決は被告主張の起算点を認め、いずれも控訴されています。ちなみに、①判決は、上記のロス疑惑最高裁判決（平成14年）を引用しています。

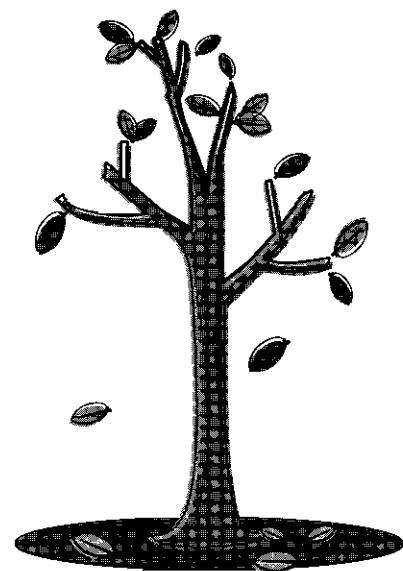
V この問題の考え方

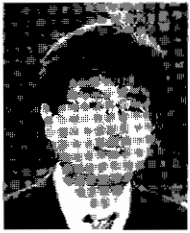
時効期間を3年という短期にすることの正当化根拠につき、学説の考えは3つに大別されます。第1に被告（加害者）側の不法行為の不成立（免責）に関する立証困難の救済、第2に被害者の感情の鎮静化、第3に賠償義務者のもはや賠償請求はないとの信頼（期待）の保護です。しかし、第1説は、起算点が「不法行為の時」ではなく「損害および加害者を知った時」という被害者の認識時とされていることと整合的ではありません。第2説は、実際に賠償請求ないし提訴までしている被害者に対してはあてはまりません。裁判で3年時効の不利益を被るのは感情の鎮静していない被害者であり、今なお感情の鎮静していない被害者にも3年の消滅時効が適用されることの説明にはなっていないといえましょう。第3説は、通常は、被害者が損害および加害者を知っ

ていることを加害者も知っている場合にあってはまることですが、民法724条前段は、このような加害者側の認識を求めています。

民法724条前段の3年時効の正当化根拠は、第1に、時効期間が短期とされていること（加害者保護ないし有利の側面）、第2に、起算点が「損害および加害者を知った時」とされていること（被害者保護ないし有利の側面）の2点を、不法行為の法律関係の一般的特質と結びつけて理解する必要があります。そうすると、この特質は、「不法行為に基づく法律関係が、通常、未知の当事者間に、予期しない偶然の事故に基づいて発生するものであるため、加害者は、損害賠償の請求を受けるかどうか、いかなる範囲まで賠償義務を負うか等が不明である結果、極めて不安定な立場におかれる」（最判昭和49・12・17民集28巻10号2059頁）ところにあるといえるでしょう。したがって、法律関係の不明確性という特質が、加害者側保護の側面では主に賠償請求の有無や範囲の不明確性ということから短期の時効を要請し、被害者側保護の側面では主に賠償請求の困難性ということから主観的起算点を要請し、さらに客観的起算点による一般債権の時効期間よりも長い20年期間を要請したものと理解すべきです。そして、起算点の解釈にあたっては、短期とされていること（被害者不利）とのバランスを顧慮し、被害者の現実的提訴可能性を確保することを基本的指針とすべきであると考えます。これにより民法724条後段の20年期間による救済しか受けられない加害者がでてくることは、一般債務者に比べ不利となりますが、民法724条後段が10年（民167条1項）ではなく20年と定めた以上やむを得ないということになります。したがって、「損害及び加害者を知った時」とは現実的提訴可能性を生じた時を意味するとして、現実的提訴可能性の有無に照らして個々の事案を解釈すべきであると考えます（福岡地判昭和51年12月13日交民集9巻6号1691頁に、「損害賠償を提訴できる現実的可能性が生じた」との表現があります）。ここに、現実的提訴可能性があるとは、提訴（権利行使）を現実に期待できるということでもあり（福岡高判昭和62年12月10日判時1278号88頁は、「法人の代表者が加害者に加担して法人に対し共同不法行為が成立するような場合には、右代表者による損害賠償請求権の行使を現実に期待することは困難であるから……」といい、福岡高判平成4年3月6日判時1418号3頁は、「被害者に損害賠償請求権の行使を期待することが合理的に可能となった時点」が起算点であるといっています）、また、権利不行使を咎めて被害者から損害賠償請求権を奪う以上、現実的提訴可能性の認識には勝訴可能性の認識が含まれると解すべきでしょう。ちなみに、最判昭和58年11月11日判時1097号38頁は、交通事故の被害者が逆に加

害者として業務上過失致死傷罪で起訴され、1審で有罪、2審の無罪確定後に真の加害者に賠償請求した事案で、無罪判決確定時を起算点としました。現実的提訴可能性には勝訴可能性を含めて考えるべきであることを示すものといえましょう。もっとも、勝訴可能性は不確実な将来予測ですから、時効制度の実効性を確保するためにはその認識は確実な認識である必要はありません（高松高判昭和63年2月26日判時1280号80頁〔森永砒素ミルク事件〕は、「『損害ヲ知りタル時』とは、訴訟において、勝訴を確信し得るだけの十分な資料に裏付けられた認識を要するものではない」といっています）。そして、上記のロス疑惑最高裁判決がいうように、現実的提訴可能性が生じたといえるためには、「被害者が損害の発生を現実に認識」することが必要であると解すべきでしょう（最判平成14年01月29日民集56巻1号218頁）。このような観点から、JR訴訟の控訴審判決を考えますと、上記のJR訴訟③判決は、1審判決が取り消されて原告の主張が通るのではないかと推測しています。





地理空間情報における「基盤地図情報」と「法14条地図」における土地家屋調査士の役割

札幌土地家屋調査士会
札幌中央支部

中原章博

1、地理空間情報フォーラムinパシフィコ横浜に参加して

いま、もっともトレンドなエリアみなとみらい「パシフィコ横浜」で、梅雨の真っ最中の6月18日から3日間の日程で開催された「地理空間情報フォーラム」に参加した。主催は(社)日本測量協会、(社)全国測量設計業協会連合会、(中)日本測量機器工業会、(財)日本測量調査技術協会。後援には、国土交通省、経済産業省、総務省。日本土地家屋調査士会連合会（以下、日調連）も協賛団体の中のひとつに名をつらねている。

昨年からは会場を東京ビックサイト（有明の東京国際展示場）から、横浜のみなとみらいパシフィコ横浜に移した。さらに今年は、名称を「全国測量技術大会」から「地理空間情報フォーラム2008」に改題され、規模・内容と共に、国民へのアピール度をさらに増した。

土地家屋調査士の分野においても、技術発表会セッションの内「表示登記制度研究発表会」と改題され、より専門性を強調したかたちとなった。副題「地籍情報の生産現場－登記測量の視点から－」と題し、当日の会場配布の資料には『地籍情報（法務局登記所の登記簿／デジタル化された登記情報、地図情報等）として「表示登記制度」に負託する土地家屋調査士の立場から、情報の共通化、或いは効果的、効率的な維持、管理、利活用も踏まえて土地家屋調査士が関わる役割を考察し、資格者としての社会的責務と対外、対内に向けて幅広く発信を行います。』と案内がある。測量技術発表と機器展・システム展の中において、日調連にこれだけの大きな部分が割り当てられていることの驚きと同時に、その社会的な使命の大きさを感じた。

昨年の「全国測量技術大会2007」の登記測量技術発表会においては、苫小牧支部の高向正信会員が、「十勝沖地震（2003年）とGPS観測による電子基準点の位置変化～土地家屋調査士の目線で作り上げた地図～」について発表されている。（注1）

今年は、旭川会の山谷会長をはじめ、全国から10名の土地家屋調査士からの発表があった。そして日調連松岡連合会会長をはじめに役員の方々も、当日の開会とともに入場された。研究発表、ポスターセッションに引き続き、日調連の仕切りでのパネルデ

ィスカッション「新たな登記表題部情報整備－日本の地籍を語る－」（注2）が続いた。この「地理空間情報フォーラム」において、今後ますます活躍の場が期待される我々土地家屋調査士の役割を改めて考えてみたい。長年にわたり高度情報化社会への対応が問われ、ここ数年のうちに、いよいよ日常業務の取り扱いにおいても、大きな変化の可能性がある。そして、現時点において、早急な対応が迫られている。我々土地家屋調査士業界においても、つぎつぎと続く法改正のなかで、いつしか語られるようになった新しい名称、用語の数々、私自身もそれなりの理解はできていた思いはあったものの、このたびの横浜での国土地理院院長の講演を聞く中で、新しい制度のそれぞれのつながりがあきらかになり、さらに「地理空間情報」という、いわば仮想空間の中に、我々土地家屋調査士の活躍の場が用意されていたことを強く感じた。

それは、遡ること平成13年頃から当時の松木会長から研修会等の機会あるごとに取り上げられてきた司法制度改革にともなうADR制度の導入による境界問題相談センターの各単位会での開設、そこでの土地家屋調査士への特別研修と新たな法務大臣の認定の制度、そして、法務局も自らによる筆界特定制度の創設と次々と新しい制度が登場し、あわせて不動産登記法の改正、土地家屋調査士法の改正。（注3）これで新しいことは、すべて落ち着いたかと思いきや、次は都市再生街区基準点から「基盤地図情報」へ。「基盤地図情報」という概念は、今年3月の「ほっかいどう地図・境界シンポジウム2008」における日調連研究所藤木政和副所長の講演「地籍情報の流通と地理空間情報」（注4）において、くわしく話されていたところだ。

また今回の「地理空間情報フォーラム」のなかで、ショッキングな表現に感じたところに、「土地家屋調査士は、地図、正確には地籍データの『生産者』である。」というところがある。もちろん『生産者』という表現から受けるイメージは、個々人で、さまざまであることには違いないが。

2、研究発表の報告

技術発表会「表示登記制度研究発表会 地籍情報の生産現場－登記測量の視点から－」において

は、10名の発表者が、五十音の順に話された。今瀬（岐阜）上田（滋賀）小野（岐阜）神前（大阪）曾根（東京）的場（長野）三嶋（東京）宮嶋（大分）山谷（旭川）山脇（大阪）（敬称略）と続いた。その順番は、偶然とも言えるくらいに、土地家屋調査士制度論から土地境界情報の管理システムの提言へ、その実用実験ともいえる実証例の報告。その中では、都市再生街区基準点の運用・管理をめぐる現実的な問題を含め報告され、土地家屋調査士における法14条地図、筆界特定制度、ADRにおける専門家の役割へと流れがあった。（注5）

（1）北海道からの発信は、「地図」の旭川山谷会長から

旭川会の山谷会長から、「北海道の公図と筆界の成立」と題し、北海道における「土地連絡（整理）図」を紹介された。全国に先駆けた地籍調査事業であり、その解明は、法制史としての意義とともに地図に関する歴史の究明こそ「地籍」という言葉にふさわしいことを再認識させられた。スライドの途中でデータ量の重さからプレゼンテーションソフトが動かなくなるというハプニングにもかかわらず、ポスターセッションでの貴重な資料の数々の紹介に、くぎづけになる土地家屋調査士が多かった。札幌会の西副会長が、デジタルビデオにも記録されていたが、もう少し時間の制限のない中で、じっくりと拝聴したい講演であった。

（2）東京の公嘱協会での試行的実証例の報告

また、都市再生街区基準点の維持管理に関して、東京会の曾根芳文会員から公嘱協会において実際に文京区から受注した事案にもとづき、研究発表がされた。興味深いところは、平成18年より設置された「街区基準点」にもとづく境界測量が、実際に運用されるなかで当然に想定されていたこととは言え、「街区基準点」の亡失とその復元の方法である。土地家屋調査士が使う基準点を土地家屋調査士によって維持管理していこう、というごく当たり前の出発点から、ひとつの基準点にあらかじめ複数のいわば補助点を設置し、万が一の基準点の亡失に備える、という方法である。

（3）現場情報の共有化を熱く語り、近未来の土地家屋調査士像をイメージ

昨年の秋、北大の学術交流会館を会場にした全国青年土地家屋調査士会議をはじめ、第1回からのほっかいどう地図・境界シンポジウムへも連続ご参加いただいている滋賀会の上田忠勝日調連研究室研究員からは「高密度基準点の管理上の問題点と解決策～都市再生街区基準点の実用場面から」をテーマに発表がされた。現在は、研究の段階から、土地家屋

調査士によるインターネット利用による現場情報の共有するシステムの実証実験の段階へ進み、その報告と課題について話された。すでに札幌でのシンポジウムでの講演のなかでも紹介されているとおりであるが、インターネット上で公開された現場データを共有する。そして、そのひとつの筆界点の情報に、複数の成果をもたせるところが興味深いシステムである。それは街区基準点からの境界点の座標値データはもとより、たとえば区画整理等の際につけられた境界点の座標値データをもつ場合には、複数の座標値データを与えるということである。一見、特異な技法にも見えるが、それにより土地家屋調査士は、インターネット経由でそのデータを共有することができれば、地籍データの最大かつ唯一のネットワークで共有の成果を持った団体となりうるわけである。

3、国土地理院院長からの特別講演で「地理空間情報」と「基盤地図情報」が、すっきりと理解できた

翌日のフォーラムは、一気に参加者が入れ替わったかと感じるくらいに、そのテーマは国土交通省にシフトする。国土交通省国土地理院小牧和雄国土地理院院長からの特別講演「地理空間情報社会の創出と産学官の役割」があった。当日配布の資料集にもとづき「地理空間情報の活用推進の背景」「地理空間情報の活用推進に向けた動き」「目指すべき地理空間情報社会の姿」「地理空間情報社会の創出に向けた産学官の役割」をテーマに、わかりやすいプレゼンテーションを使い講演は進められた。

地理情報システム(GIS)の背景は、平成7年1月の阪神・淡路大震災の発生により、いわば政府におけるGIS政策によるところが出発点とされている。

年代に沿って追っていくと、GISの標準化がはかられ（平成8年－10年度）、主な空間データの整備・提供を経て（平成11年－13年度）、平成14年－17年度の「GISアクションプログラム2002－2005」へ至った。

このなかに数値地図25000/2500、電子地図の取り扱いを可能とする不動産登記法の改正、統合型GISに関する地方公共団体の動きがある。

また平成13年1月、IT基本法（「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」）が施行され、同年3月には、小泉総理のもとe-Japan重点計画がスタートした。

その間に、衛星測位技術の発展は、基準点測量およびRTK-GPS測量による位置測定に大きな影響をもたらしたといわれている。それとあわせて、世界測地系とすることで、地理空間情報とが共通に利用できる環境の整備が図られた。ここでの衛星測位とは、これに対する概念は、地上測位である。

いま、いつでも、どこでも、誰でも地理空間情報

の高度な活用ができるようになる」とされ、それには、測量の基準点をはじめとするさまざまな情報の重ね合わせを可能にするための「共通白地図」の必要がある。現行では、アメリカのGPSに依存しているため、今後は、産・学・官の連携が必要である。ここで「共通白地図」の作成にあたり、注意すべき点として、1つ目は、個人情報を含んでいるケースの場合である。ここでは個人情報に関するガイドラインの策定の必要がある。2つ目に、著作権に関する件。そして3つ目に、国の安全に影響をおよぼすおそれのあるケース。この3つは「共通白地図」には、のってこないということ。この「共通白地図」とは、25000レベルの地形データ、道路関係の図面、都市計画基盤図等が、「基盤地図情報」として、載ったものといえる。

これに対応して、測量法の改正によりインターネットによる提供を可能にし、改正前に「地図」の刊行を義務化していたところを、改正後は、ダウンロード提供とした。

また公共測量作業規定準則の改正で、重複整備の排除がされた。

先にあげた「官」の役割としては、基本測量・公共測量の促進、基盤地図情報の確実な整備・更新・公開をめざす。ネットワークを利用した更新サイクルの確立することが、すなわち電子国土となる。

このようなもとの、平成23年度中に、都市計画区域全域の10万平方メートルを対象とし2500レベルで、基準点、道路縁等を含む「共通白地図」として「基盤地図情報」を提供することとなる。(注6)

4、「基盤地図情報」のめざすところを考える

講演報告は以上です。ここで先行して整備し、すでにインターネットによる提供が開始されている神奈川県横須賀市の「基盤地図情報」を見てみます。その中で、驚くべきことに、建物ひとつひとつを特定する「地物ID」が付せられている。現時点においては、当然のことながら「基盤地図情報」の中には、地番情報および筆界情報はありません。しかし、この建物に関する情報は、本来、登記所に備えるものとされている「建物所在図」を連想させます。さらに、このシステムは、いわば未開の分野である空間利用権の公示機能も兼ね備えているところに注目する必要がある。(注7)

「地理空間情報」について整理してみますと、GIS(地理情報システム)に関する基本法ともいえる「地理空間情報活用推進基本法」が、平成19年5月に成立し、同年8月に施行された。

そして、平成20年4月地理空間情報活用推進基本計画が決定し、地理空間情報高度活用社会の実現を目指すという。

いったい何が起り、何が変わるのか、さっぱり

予想がつかないが、少なくともGISというパソコンの中だけにあった仮想空間の世界が、現実社会にふって降りて来たように思える。

また、それに対応するべく平成19年5月測量法が改正され、平成20年4月施行された。アナログ地図からデジタル地図への対応と地図情報の公開が、その中身であるという。

GISという言葉が登場すると、必ずといってよいほど、GPSという言葉がある。はじめのころは、カーナビゲーションシステム(通称、カーナビ)の代名詞くらいに使われ、GPS=カーナビかと思ってしまうくらいだ。しかし最近のGPS測量機器の登場で、いわば遊びの世界から、一気に、測量業務の必需品へと変わってきた。そのGPS(全地球測位システム)の衛星測位に対応すべく、平成14年4月1日測量法の一部改正が施行され、「測地成果2000」世界測地系の導入は、記憶に新しい。

いま、地理空間情報活用推進基本法で定める「基盤地図情報」を詳細に検討していくと、我々土地家屋調査士の日常行っている業務と、とても近いところにある。そして、一見すると仕事のうえでも、すぐに役に立ちそうな便利ツールに思えるところが、実は、いままで我々土地家屋調査士が、長年の歳月の中でつちかかってきた聖域といえる部分をも根底からゆるがすかもしれない、いわば危険な部分も含まれているようにも思える。

地理空間情報活用推進基本法による「基盤地図情報」において、もちろん街区の枠が確定すれば、おのずと、その中の区画も確定してくる、という考え方もある。しかし街区の枠が確定しても、肝心の内側が、白地図のままでは、地図にはならない。

そのときは、平成18年の不動産登記法の改正で新設された筆界特定を用いて、「筆界登記官」というかたちで、ある意味で、国の力を借りて解決させる方法を想定しているのかもしれない。

さらに、当事者間での所有権をめぐる争いにまで発展したときには、新しく誕生した認定土地家屋調査士による各土地家屋調査士会の境界問題相談センターにおけるADR(裁判外紛争解決)手続きで、解決することも可能である。

もちろんADRセンターのみならず、この筆界特定手続きにおいても土地家屋調査士の活躍の場が、新たに用意されたという事実は間違いない。

しかし不動産登記法に規定され、過去においても確実に実績をあげながら、いわば膨大な在庫処理に手がつけられないばかりに、ある意味で先送りされてきた法14条地図整備(旧法17条地図整備)こそが、土地家屋調査士にとっての本領を発揮できる、いわば「土俵」ではないか、と強く感じる。

もっとも法14条地図整備と地理空間情報を結びつけること自体ナンセンスな議論とする考え方もあ

り、さらに地理空間情報に関連する議論を持ち込むこと自体をタブーとする見解もある現時点において、この新しい法律を読むことからはじめたいと思います。

資料①

地理空間情報活用推進基本法（平成19年5月30日法律第63号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上で地理空間情報を高度に活用することを推進することが極めて重要であることにかんがみ、地理空間情報の活用の推進に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地理空間情報の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条① この法律において「地理空間情報」とは、第1号の情報又は同号及び第2号の情報からなる情報をいう。

1号 空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（当該情報に係る時点に関する情報を含む。以下「位置情報」という。）

2号 前号の情報に関連付けられた情報

② この法律において「地理情報システム」とは、地理空間情報の地理的な把握又は分析を可能とするため、電磁的方式により記録された地理空間情報を電子計算機を使用して電子地図（電磁的方式により記録された地図をいう。以下同じ。）上で一体的に処理する情報システムをいう。

③ この法律において「基盤地図情報」とは、地理空間情報のうち、電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる測量の基準点、海岸線、公共施設の境界線、行政区画その他の国土交通省令で定めるものの位置情報（国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）であって電磁的方式により記録されたものをいう。

④ この法律において「衛星測位」とは、人工衛星から発射される信号を用いてする位置の決定及び当該位置に係る時刻に関する情報の取得並びにこれらに関連付けられた移動の経路等の情報の取得をいう。

（基本理念）

第3条① 地理空間情報の活用の推進は、基盤地図情報、統計情報、測量に係る画像情報等の地理空間情報が国民生活の向上及び国民経済の健全な発展を

図るための不可欠な基盤であることにかんがみ、これらの地理空間情報の電磁的方式による正確かつ適切な整備及びその提供、地理情報システム、衛星測位等の技術の利用の推進、人材の育成、国、地方公共団体等の関係機関の連携の強化等必要な体制の整備その他の施策を総合的かつ体系的に行うことを旨として行われなければならない。

② 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、地理情報システムが衛星測位により得られる地理空間情報を活用する上での基盤的な地図を提供し、衛星測位が地理情報システムで用いられる地理空間情報を安定的に提供するという相互に寄与する関係にあること等にかんがみ、地理情報システムに係る施策、衛星測位に係る施策等が相まって地理空間情報を高度に活用することができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

③ 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、衛星測位が正確な位置、時刻、移動の経路等に関する情報の提供を通じて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展の基盤となっている現状にかんがみ、信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を確保することを旨として講ぜられなければならない。

④ 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、国及び地方公共団体がその事務又は事業の遂行に当たり積極的に取り組んで実施することにより、効果的かつ効率的な公共施設の管理、防災対策の推進等が図られ、もって国土の利用、整備及び保全の推進並びに国民の生命、身体及び財産の保護に寄与するものでなければならない。

⑤ 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、行政の各分野において必要となる地理空間情報の共用等により、地図作成の重複の是正、施策の総合性、機動性及び透明性の向上等が図られ、もって行政の運営の効率化及びその機能の高度化に寄与するものでなければならない。

⑥ 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、地理空間情報を活用した多様なサービスの提供が実現されることを通じて、国民の利便性の向上に寄与するものでなければならない。

⑦ 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、地理空間情報を活用した多様な事業の創出及び健全な発展、事業活動の効率化及び高度化、環境との調和等が図られ、もって経済社会の活力の向上及び持続的な発展に寄与するものでなければならない。

⑧ 地理空間情報の活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、民間事業者による地理空間情報の活用のための技術に関する提案及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

⑨ 地理空間情報の活用の推進に関する施策を講ず

るに当たっては、地理空間情報の流通の拡大に伴い、個人の権利利益、国の安全等が害されることのないように配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の状況に応じた地理空間情報の活用の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第6条 測量、地図の作成又は地理情報システム若しくは衛星測位を活用したサービスの提供の事業を行う者その他の関係事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、良質な地理空間情報の提供等に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する地理空間情報の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(連携の強化)

第7条 国は、国、地方公共団体、関係事業者及び大学等の研究機関が相互に連携を図りながら協力することにより、地理空間情報の活用の効果的な推進を図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(法制上の措置等)

第8条 政府は、地理空間情報の活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 地理空間情報活用推進基本計画等

(地理空間情報活用推進基本計画の策定等)

第9条① 政府は、地理空間情報の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地理空間情報の活用の推進に関する基本的な計画（以下「地理空間情報活用推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

② 地理空間情報活用推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1号 地理空間情報の活用の推進に関する施策についての基本的な方針

2号 地理情報システムに係る施策に関する事項

3号 衛星測位に係る施策に関する事項

4号 前3号に掲げるもののほか、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

③ 地理空間情報活用推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及

びその達成の期間を定めるものとする。

④ 政府は、第1項の規定により地理空間情報活用推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

⑤ 政府は、適時に、第3項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

⑥ 第4項の規定は、地理空間情報活用推進基本計画の変更について準用する。

(関係行政機関の協力体制の整備等)

第10条 政府は、地理空間情報活用推進基本計画の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3章 基本的施策

第1節 総則

(調査及び研究の実施)

第11条 国は、地理空間情報の活用の推進に関する施策の策定及び適正な実施に必要な調査及び研究を実施するものとする。

(知識の普及等)

第12条 国は、地理空間情報の活用の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、地理空間情報の活用に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第13条 国は、地理空間情報の活用の推進を担う専門的な知識又は技術を有する人材を育成するために必要な施策を講ずるものとする。

(行政における地理空間情報の活用等)

第14条 国及び地方公共団体は、地理空間情報の活用の推進に関し、国民の利便性の向上を図るとともに、行政の運営の効率化及びその機能の高度化に資するため、その事務及び事業における地理情報システムの利用の拡大並びにこれによる公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報保護等)

第15条 国及び地方公共団体は、国民が地理空間情報を適切にかつ安心して利用することができるよう、個人情報の保護のためのその適正な取扱いの確保、基盤地図情報の信頼性の確保のためのその品質の表示その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2節 地理情報システムに係る施策

(基盤地図情報の整備等)

第16条① 国は、基盤地図情報の共用を推進することにより地理情報システムの普及を図るため、基盤地図情報の整備に係る技術上の基準を定めるものとする。

② 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、同項の技術上の基準に適合した基盤地図情報の整備及び適時の更新その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地図関連業務における基盤地図情報の相互活用)

第17条 国及び地方公共団体は、都市計画、公共施設の管理、農地、森林等の管理、地籍調査、不動産登記、税務、統計その他のその遂行に地図の利用が必要な行政の各分野における事務又は事業を実施するため地図を作成する場合には、当該地図の対象となる区域について既に整備された基盤地図情報の相互の活用に努めるものとする。

(基盤地図情報等の円滑な流通等)

第18条① 国及び地方公共団体は、基盤地図情報等が社会全体において利用されることが地理空間情報の高度な活用に資することにかんがみ、基盤地図情報の積極的な提供、統計情報、測量に係る画像情報等の電磁的方式による整備及びその提供その他の地理空間情報の円滑な流通に必要な施策を講ずるものとする。

② 国は、その保有する基盤地図情報等を原則としてインターネットを利用して無償で提供するものとする。

③ 国は、前2項に定めるもののほか、国民、事業者等による地理空間情報の活用を促進するため、技術的助言、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地理情報システムに係る研究開発の推進等)

第19条 国は、地理情報システムの発展を図るため、研究開発の推進、その迅速な評価、その成果の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

第3節 衛星測位に係る施策**(衛星測位に係る連絡調整等)**

第20条 国は、信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を効果的に確保することにより地理空間情報の活用を推進するため、地球全体にわたる衛星測位に関するシステムを運営する主体との必要な連絡調整その他の必要な施策を講ずるものとする。

(衛星測位に係る研究開発の推進等)

第21条 国は、衛星測位により得られる地理空間情報の活用を推進するため、衛星測位に係る研究開発並びに技術及び利用可能性に関する実証を推進するとともに、その成果を踏まえ、衛星測位の利用の促

進を図るために必要な施策を講ずるものとする。

附則

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

資料②

地理空間情報活用推進基本法第2条第3項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令（平成19年8月29日国土交通省令第78号）

最終改正：平成20年3月27日国土交通省令第11号

地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第3項の規定に基づき、地理空間情報活用推進基本法第2条第3項の基盤地図情報の項目及び基準に関する省令を次のように定める。

第1条 地理空間情報活用推進基本法（以下「法」という。）**第2条第3項**の国土交通省令で定める**基盤地図情報**に係る項目及びその内容は、次の表に掲げるとおりとする。

項目	内容
測定の基準点	測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項に規定する永久標識又は水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第1条に規定する恒久標識
海岸線	海面が最高水面に達した時の陸地と海面との境界
公共施設の境界線（道路区域界）	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路にあっては道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の2第4項第1号の道路の区域の境界線、道路法第2条第1項に規定する以外の道路にあってはこれに準ずる境界線
公共施設の境界線（河川区域界）	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項の河川区域又は同法第100条第1項の規定により指定された河川について準用される同法第6条第1項の区域及びその他の公共の用に供する水路である河川の境界線
行政区画の境界線及び代表点	行政区画（都道府県及び市区町村）の境界線とその代表点
道路線	道路法第2条第1項に規定する道路にあっては道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条に定める歩道、自転車道、自転車歩行者道、車道、中央帯、路肩、軌道敷、交通島又は植樹帯で構成される道路の部分の最も外側の線（植樹帯が最も外側にある場合にあっては、当該植樹帯を除いた道路の部分の最も外側の線をいう。）、道路法第2条第1項に規定する以外の道路にあってはこれに準ずる線

河川堤防の表法 肩の法線	河川法第3条第2項の河川管理施設である堤防の表法肩の法線
軌道の中心線	軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道及び同法が準用される軌道に準ずべきもの並びに鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業に係る鉄道線路の中心線
標高点	標高を測量し、又は算定した地点（基準点を除く。）
水涯線	河川、湖沼及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）の平水時における陸地と水面との境界線
建築物の外周線	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根の外周線
市町村の町若しくは字の境界線及び代表点	町又は字の領域を囲む線とその代表点
街区の境界線及び代表点	住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号の街区方式により住居表示されている地域にあつては、同号の定める街区符号が付された街区の境界線とその代表点、それ以外の地域にあつては、市町村内の町若しくは字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した地域の境界線とその代表点

第2条 法第2条第3項の国土交通省令で定める基準は、その位置情報が次のいずれにも該当するものであることとする。

- 1 次に掲げるいずれかの測量の成果であること。
 - イ 測量法第4条に規定する基本測量
 - ロ 測量法第5条に規定する公共測量（その成果について、同法第41条第2項の規定により国土地理院の長が十分な精度を有すると認めたものに限る。）
 - ハ 水路業務法（昭和25年法律第102号）第9条第1項に規定する政令で定める測量の基準に従って行われた水路測量
- 2 次に掲げる精度を有する測量の成果であること。
 - イ 平面位置の誤差が、都市計画区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域をいう。以下この号において同じ。）内にあつては2・5メートル以内、都市計画区域外に

あつては25メートル以内であること。

ロ 高さの誤差が、都市計画区域内にあつては1・0メートル以内、都市計画区域外にあつては5・0メートル以内であること。

附則

（施行期日）この省令は、法の施行の日（平成19年8月29日）から施行する。

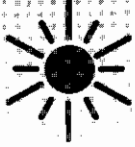
附則（平成20年3月27日国土交通省令第11号）抄
（施行期日）

第1条 この省令は、測量法の一部を改正する法律の施行の日（平成20年4月1日）から施行する。

注釈

- （注1）日調連「土地家屋調査士2007.11NO.610」（24頁－27頁）
- （注2）日調連「土地家屋調査士2008.9NO.620」（3頁－9頁）
- （注3）松岡直武「地籍の整備と土地家屋調査士」講演録
「土地家屋調査士さっぽろ2003－2004（札幌NO.222）」（54頁－67頁）
- （注4）藤木政和「都市再生と地図整備」講演録
「土地家屋調査士さっぽろ2008（札幌NO.225）」（19頁－20頁）
- （注5）日調連「土地家屋調査士2008.8NO.619」（3頁－5頁）
- （注6）国土地理院のホームページでの「基盤地図情報」に関するアドレス
<http://www.gsi.go.jp/kiban/index.html>
- （注7）日調連西本前連合会会長が、空間利用権もしくは未利用空間権に着目し、権利の登記で解決できないところを表示登記で解決していこうというところに土地家屋調査士のチャンスをみいだそうと提唱されている。
（西本孔昭「境界問題相談センター設置と地図行政のかかわり」講演録
「土地家屋調査士さっぽろ2003－2004（札幌NO.222）」（49頁））

とちかおくちょうさし 土地家屋調査士



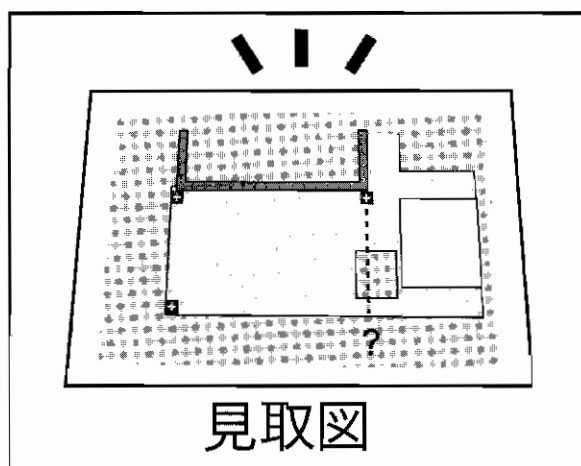
こんな時、あなたのお役に立ちます。
《土地の境界編》



 札幌土地家屋調査士会

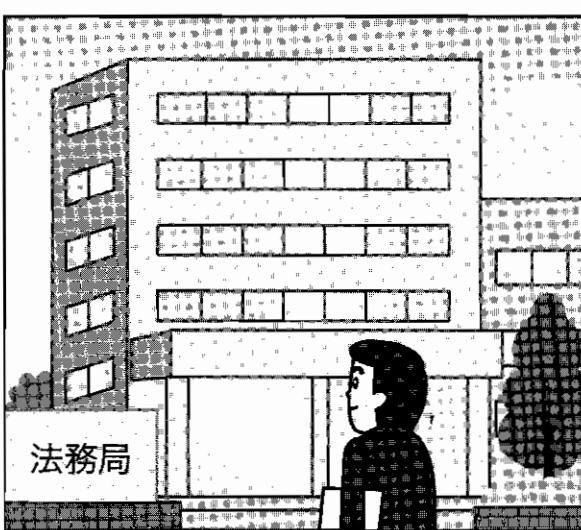


※札幌土地家屋調査士会のホームページより、お近くの土地家屋調査士を検索する事が出来ます。

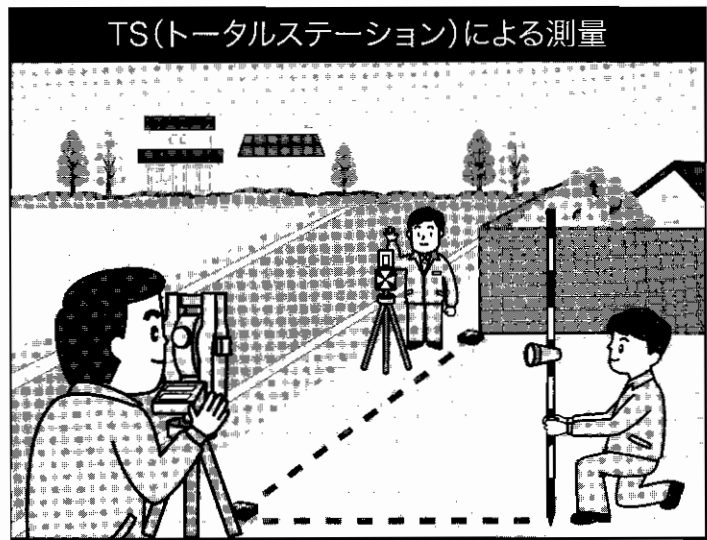
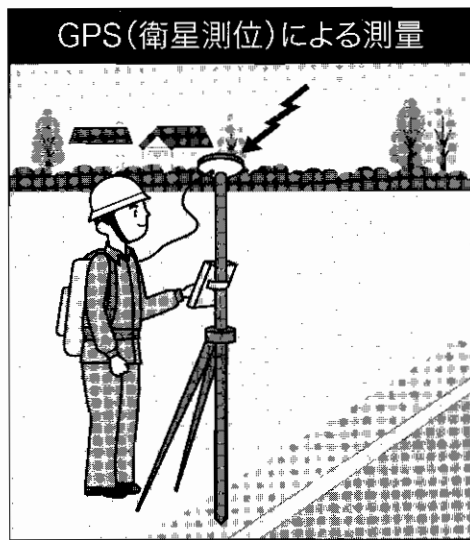


測量・調査の流れ

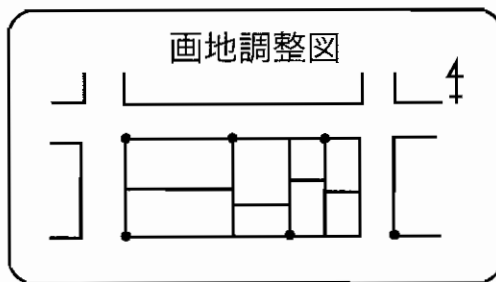
●資料調査



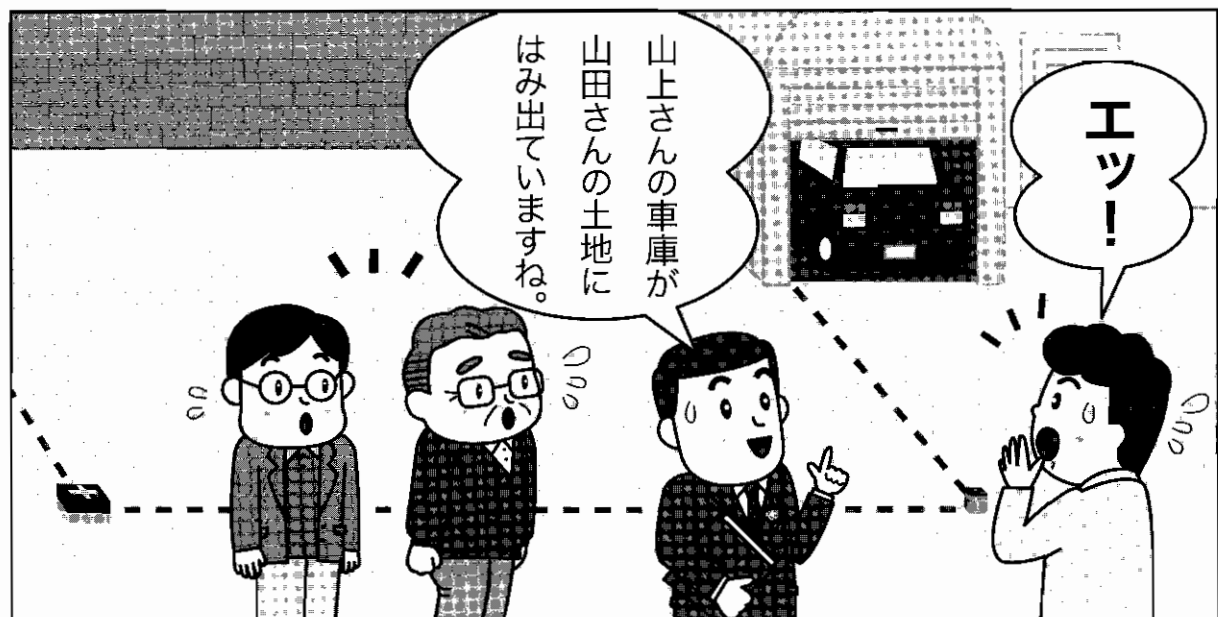
- 隣接地の立入り挨拶...既存境界標を調査します。
- 基準点測量・境界測量

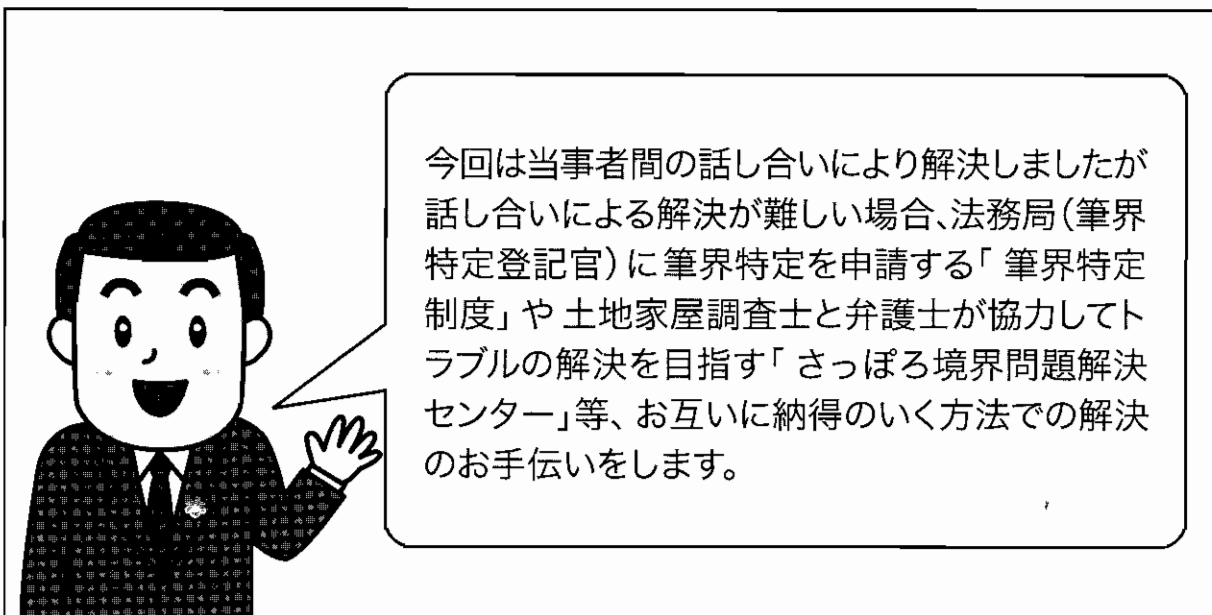


- 境界精査...測量した既存境界標を図面に表示し、登記寸法・面積と現地の比較検討をします。



- 現地立会い...境界点を明示して関係地主さんと立会いします。





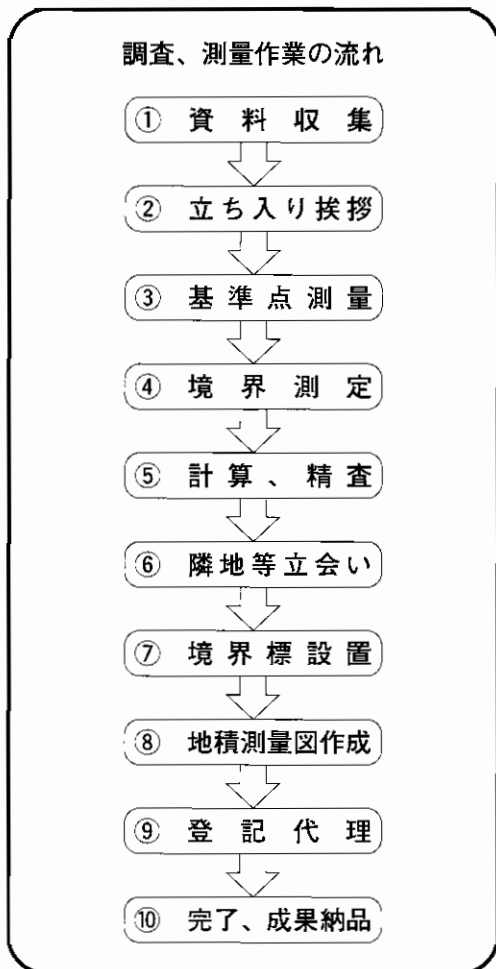
分筆登記をするための測量

皆様は街中で測量している場面をよく見かけることがあるかと思いますが、測量ってどのようなときに必要になるのかご存知でしょうか。土地の境界についての測量、地形等を調査する測量、道路・河川改修等をする際の測量があります。

ここでは土地家屋調査士にしかできない業務（※土地家屋調査士法第3条）についてご説明します。

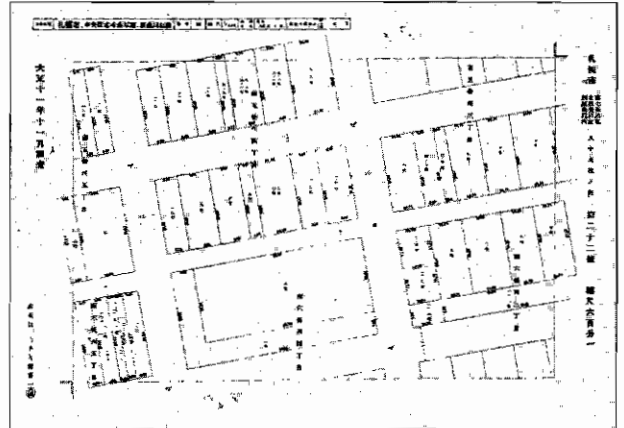
- ・ 1筆の土地を複数にしたい場合(土地分筆登記)
- ・ 複数の土地を1筆にしたい場合(土地合筆登記)
- ・ 土地の面積や寸法に違いがあると思われる場合(地積更正登記、地図訂正申出)
- ・ 境界標が不明(亡失)の場合(塀等を造る位置が定まらない、売却を予定している等・・・)
- ・ お隣さんとの境界線の認識している位置が違う場合
- ・ 現況が変更になった場合(土地地目変更登記)などがあります。

ここでは土地分筆登記をする場合に必要な測量の流れの一例について説明します。

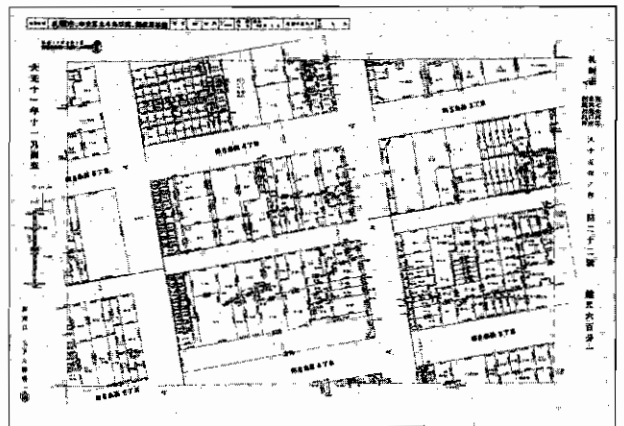


①資料収集

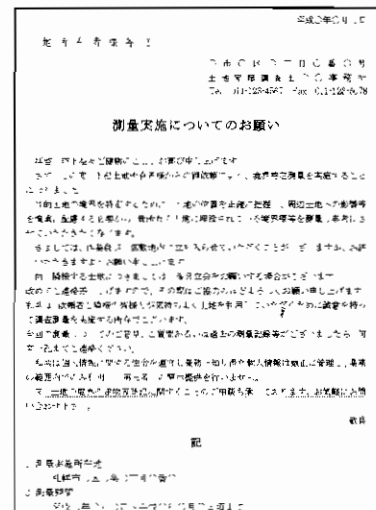
法務局、関係官庁(周囲の道路、河川、公園等)の公共用地が過去に測量整備されていないかを調査します。



(図1) 大正時代に測量した時の図面が今でも公図として法務局に備え付けてあります。



(図2) 図1の図面を基に分筆等を繰り返し、現在の形になっています。



(表3) 測量実施前に隣接等の方々へ、このような案内文をお渡しすることもあります。

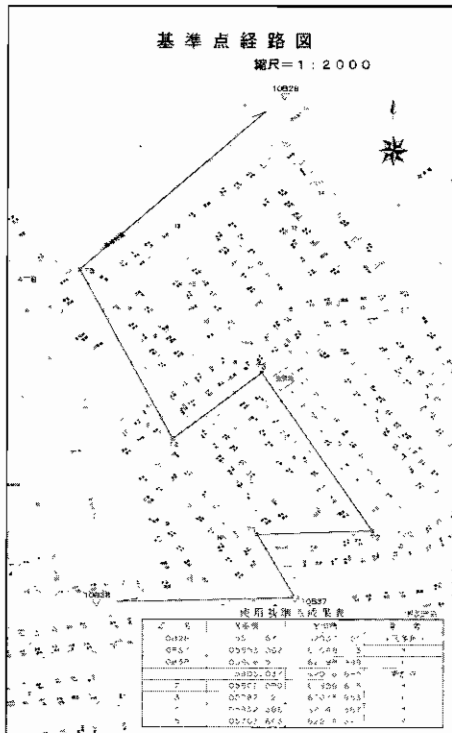
②立ち入り挨拶

測量する際に周囲にある既存境界標を調査することから、お隣等の関係者へ土地に立ち入りする旨をご説明いたします。(表3)

【測量開始】

③基準点測量

- ・ 国又は地方自治体が設置した三角点又は公共基準点より測量機器を使用し、角度と距離を測り当該地に基点を設置します。(公共座標値をセットします) (図4)
- ・ GPS機器を使用して測量する場合があります。



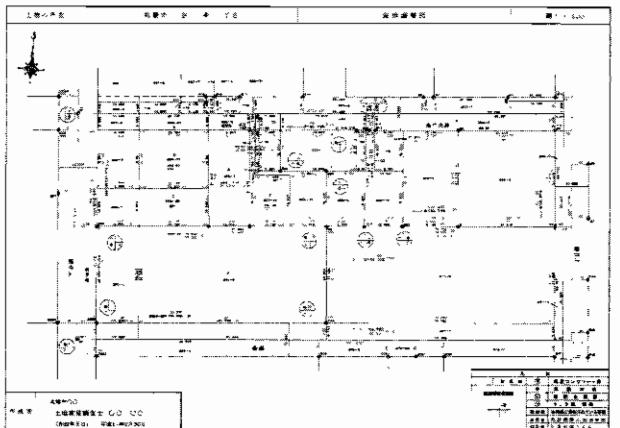
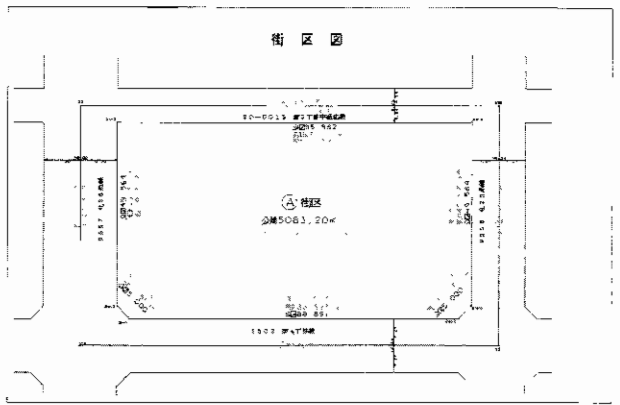
(図4) この図は公共基準点(街区基準点)から角度と距離を測って当該地に測量基点を設置する基準点経路(網)図といいます。

④境界測定(既存境界標の調査)

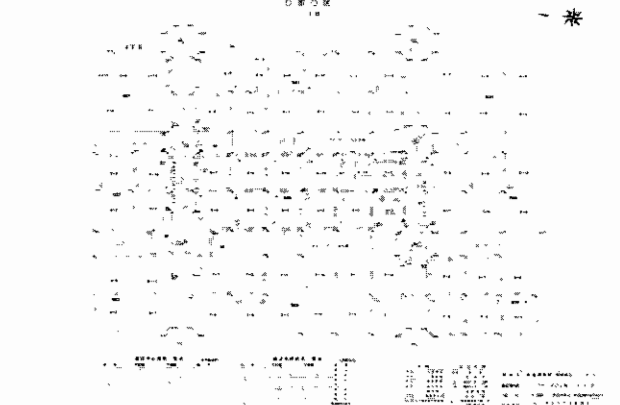
既存境界標は何らかの事情で破損又は移動している場合も見受けられますので、隣接地または当該地周囲にある既存の境界標の調査、測量をする必要があります。

⑤計算、精査

資料収集した図面が示す境界の位置に、既存境界標が当てはまるのかを比較、調整(精査)します。作業はジグソーパズルのような感じです。部品が必ずしもはまるとは限らず、大きさや形が違っていたり、枠が歪んでいたりとしている場合等をどのように当てはめていくかの作業をします。このような作業を画地調整計算といいます。(図5、図6)



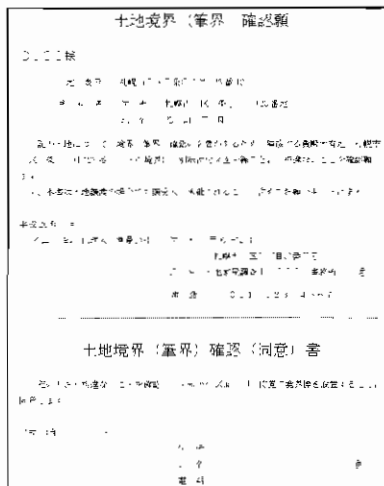
(図5) 測量は単にお隣だけの土地を測るのではなく既存境界標の精度を確認するためには、道路で囲まれた範囲を測量します。外枠(道路)に対して法務局に備え付けてある地積測量図を基に皆様の土地の寸法をパズルのようにはめていきます。



(図6) 時にはこれほど大きな範囲まで測量する場合があります。

⑥隣地等立会い

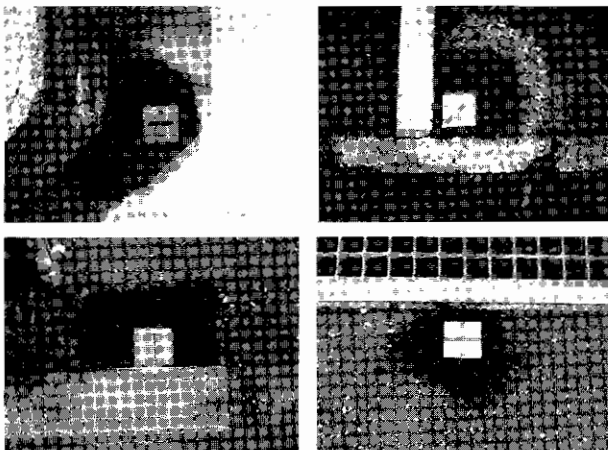
依頼の目的箇所(亡失した点や分筆する点)に仮点(木杭、鋏等)を明示し、現地で隣接関係者に作成した図面等を基に説明し、境界線についての確認(合意)を得ます。



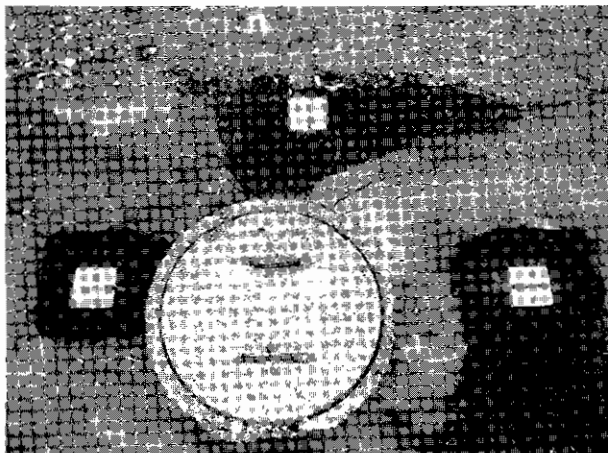
※ 土地境界確認書の一例です。

⑦境界標設置

境界標を設置する位置に合意を得た後、永久標識（コンクリート標、金属プレート標等）を設置します。



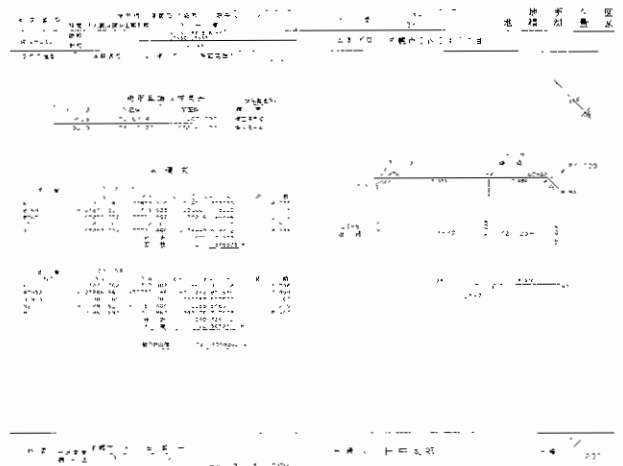
※ 現地の状況に合わせた種類の境界標を設置します。



※ 本点が何らかの事情で設置できない場合、このように逃げ標を設置する場合があります。

⑧地積測量図作成

分筆等、法務局に提出する図面を作成します。



⑨登記代理

登記申請書及び関係資料等を作成し法務局に提出します。又、分筆登記の前に地積更正登記が必要になる場合もあります。

⑩完了、成果納品

登記完了証や関係資料（図面等）を整理して、依頼主に成果品を納品します。

ここで説明した流れは、一例として取り上げたもので依頼の目的や地域の特性により差異があります。まずは、お近くの土地家屋調査士にご相談下さい。土地家屋調査士はあなたの大切な財産を守り必ずお役に立ちます。

※ 土地家屋調査士法

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。

(職責)

第2条 土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わ

なければならない。

(業務)

第3条 調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

1. 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量

2. 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理

3. 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5号において同じ。）の作成

4. 筆界特定の手続（不動産登記法（平成16年法律第123号）第6章第2節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。次号において同じ。）についての代理

5. 筆界特定の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成

6. 前各号に掲げる事務についての相談

7. 土地の筆界（不動産登記法第123条第1号に規定する筆界をいう。第25条第2項において同じ。）が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続（民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。）をいう。）であつて当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理

8. 前号に掲げる事務についての相談

2 前項第7号及び第8号に規定する業務（以下「民間紛争解決手続代理関係業務」という。）は、次のいずれにも該当する調査士に限り、行うことができる。この場合において、同項第7号に規定する業務は、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、行うことができる。

1. 民間紛争解決手続代理関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了した者であること。

2. 前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること。

3. 土地家屋調査士会（以下「調査士会」とい

う。）の会員であること。

3 法務大臣は、次のいずれにも該当するものと認められる研修についてのみ前項第1号の指定をするものとする。

1. 研修の内容が、民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力の習得に十分なものとして法務省令で定める基準を満たすものであること。

2. 研修の実施に関する計画が、その適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

3. 研修を実施する法人が、前号の計画を適正かつ確実に遂行するに足る専門的能力及び経理的基礎を有するものであること。

4 法務大臣は、第2項第1号の研修の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、当該研修を実施する法人に対し、当該研修に関して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な命令をすることができる。

5 調査士は、第2項第2号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

※ 土地家屋調査士法の一部を抜粋





「10年後も土地家屋調査士として生きる」 ～社会の変革と土地家屋調査士～

宮城県土地家屋調査士会

鈴木 修

こんにちは鈴木です。先程ご紹介頂いた様に色々な講義をさせて頂いていますが今日のこの種の講義は、正解が無いんです。皆さんが本気で考えれば全部正解です。

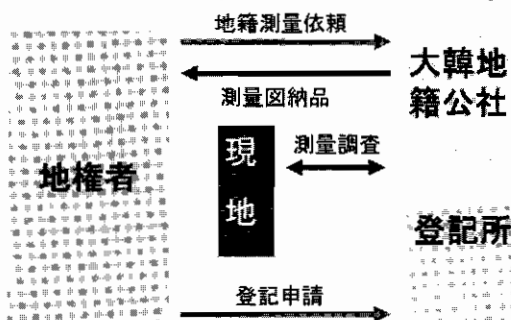
今日のテーマ「10年後も土地家屋調査士として生きる」は、未来というとはっきりしない、来年再来年では、今日の続きになってしまう。10年後というのは、すごく難しい設定、かなり現実感を持ちながらそれでも未来ですよ。私は、仙台で27年間調査士をやっています。今では珍しくないですけど当時非常に珍しかった補助者経験のないペーパー合格、法学部出身でも測量会社出身でも無い。全国の調査士の中で一番ものを知らなかった。この何も知らなかった事が強みになっている事がありまして師がいないことは、逆に自分の常識の中で今何をすればいいとか、本を読むにしても最新のものしかない訳です。師がいないから最新の勉強が出来た、最初は、苦しかったけども調査士の常識を知らないことがかえて良かったのかなと思っています。

さて仕事が無いとか、報酬が安い、業務が難しい、いま全国の会員、新人の方々が不安に思っている。でも大丈夫です。今は、仕事も少なくして失敗したと言う人に私は、「良い時代に開業しましたね、チャンスですよ。」と言っていました。例えば皆さんがバブルの真っ只中で開業したって皆さんには、仕事は来ません。今だって同じです。新人にそんなに仕事は、来ません。先輩たちがいるんですから、だから別の意味なんです。

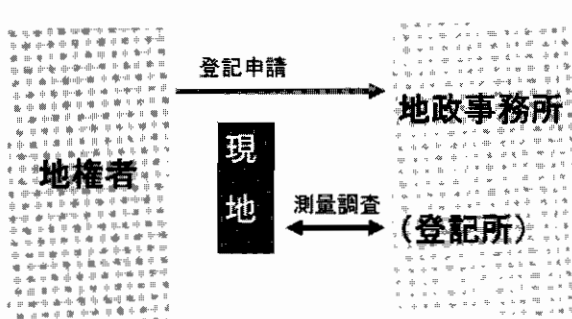
話は、変わりますが私は、境界などとても興味があります。2年前に台湾の地政事務所いわゆる登記所を見学しました。私は、韓国も大韓地籍公社にお伺いして仕事を見せて頂いたことがあります。不動産登記法が戦前は、一緒だったんです。それが戦後60年で自分達が一番いいと思う選択をして各々歩んでいる。この前まで一緒にその後変わったところを見る事によって我々の制度が良く分かるという事があるんですよ。土地家屋調査士というのは、日本にしかないのです。

地籍測量は韓国では、大韓地籍公社という半官半民の団体が行き、台湾は、地政事務所いわゆる登記所がやります。

韓国で大韓地籍公社を見学



台湾で地政事務所を見学



登記手続きなら何故調査士が必要か？

この内容は、現地の聞き取りですので通訳の方が正しく理解されているかどうかという事がありますがこういった説明を受けました。そこでアレッと思っただけです、地権者が役所に行って分筆してくれと言って役所がやってくれる。これが正しいのではないかと疑問を持ったのです。不動産登記は、国民の義務ですよ、1ヶ月以内に登記しろと言っておいで法務局に行くのが難しいので土地家屋調査士に頼んだほうがいいと言われるのは、どこかおかしくないか？義務を果たそうと役所に行くのに難しいから資格者に頼んだほうがいいと言う。もしかすると役所窓口が充実していれば我々資格者は、いらぬのではないかという考えは出来ないだろうか台湾を見てすごく思いましたね。

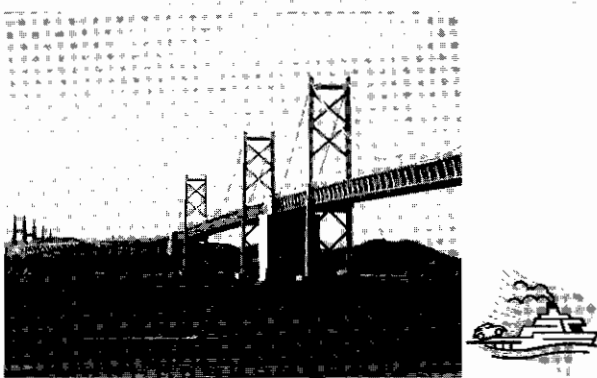
韓国に行った時に大韓地籍公社の境界復元測量を教えてもらったんです。交差点の真ん中にある基準

ります。

例えば車検制度を考えてみて下さい。ついこの間まで資格の無いところでは、出来なかったはずですが今は、1万円車検とか誰でも出来るようになりましたね。国民としては、なんの問題があるのか。そういう事になります。調査士がいつまでも残る。そんな事は、無い訳です。法務局でも民営化って議論がされる時代です。

もう一つの考え方ですよ。単なる登録業務は、民営化していいって話でそれだけじゃない筆界特定なんていうのは、まさに登録だけじゃないことをやろうとしている訳でしょ。法務局が民営化にならないような形でお手伝いできればどちらも残るという事も出来るはずですよ。

渡し船と橋



いつも使う渡し舟と橋の絵なんですけど、渡し舟が向こう岸とこちらを行き来していたそこに立派な橋が出来ちゃった。さてどうしましょうか。この橋が出来るまでに結構な年数がかかったはずですよ。その間この渡し舟は、何をしていたか。連合会か何か反対にまわったかもしれないけど橋は、出来るんです。それじゃどうする悲観的に渡し舟の時代は、終わったと言って廃業する手もあります。もう一つ渡し舟をやっている事によってこの辺の観光アナウンスを流していたかもしれない。観光に来た人は、やっぱり渡し舟に乗りたがるかもしれない渡し舟の良さがそこだと思ったらそれを強化した方がいいかもしれないですね。自分達の能力を見誤ってはいけないという事をアピールするならタイミングが必要だということがあると思います。

土地家屋調査士の位置付けは、多様化してるんですね。自分の能力とか自分の仕事の棚卸しを一回なさった方がいいのかなと思います。

土地家屋調査士倫理綱領

これも皆さん合格すると一読するものだと思います。使命として・不動産に係る権利の明確化を期し国民の信頼に応える。という事ですね。それで初めて業として成り立つしお客さんから感謝され報酬を

頂ける。ここだと思います。公正・研鑽は、当たり前のお話ですけども結局なんの役に立つかですよ。

規制緩和～垣根

- ・垣根が低くなる
- ・・・ということは
- こちらから攻めて行けるということ



強い方が越えられる

規制緩和の話ですけども隣接資格との垣根が低くなる。例えば測量士が調査士の仕事をしてもいいんじゃないかと司法書士がここまでやっていいんじゃないとか、そういう議論があるわけで、それに対して反対して来いという意見がある。でもよく考えてみて下さい。垣根が低くなるのは、反対すべき事なのかどうか。こちらから攻めていけるチャンスなんです。垣根が低くなるから相互参入なんです。なぜ反対するか、強いほうが越えられるから負けるかと分かっているから反対なんです。ADRにしても一つの垣根が崩れた訳です。強い方が越えられる。我々が強くなれば垣根を越えてどんどん色々なところへ進出出来る筈ですよ。

「私は、出来る。」とアピールしなければならぬ訳ですよ。どうすれば皆に分かってもらえるかそれが難しいところで皆さんが仕事をなさっている時は、胸を張ってお客さんに私は、出来るとアピールしていると思います。これが日調連・各会の役員として法務省とか国土院とか対外的な所に行くと土地家屋調査士は、出来ますという話をする時に相手は、きつこう言います「あなたが出来るかどうかでは、なく土地家屋調査士が出来るかという話をしているのです。」その時若干の不安や疑問を感じる訳ですよ。

例えばこの子は、出来ると証明する。直接的証明は、テストで100点取った。間接的証明は、どここの学校に入った。証明ではないけども心証形成として服装、髪型、挨拶、言葉使い、本棚の本、これらは、この子が出来るという証明でありアピールですよ。これを調査士に置き換えればいいんじゃないですか。

調査士法25条で研修の義務化ってありますね。法律で決めなきゃ勉強しないのだから言い方もあるけども私達は、条文により勉強する義務がありますって言うだけで研修する団体なんだということを証明出来ますよね。

私は、釧路会で境界鑑定の講義をさせて頂いたことがあります。あの頃は、境界鑑定委員会を全国に作って下さいと日調連がお願いしていた時期なんです。これもこの一環で境界鑑定業務なんて裁判所からどれだけくるんだ、無駄だとおっしゃる方が沢山いました。裁判で裁判官が迷った時に土地家屋調査士に鑑定を依頼する。その為の境界鑑定委員会が全国50会すべてにあるってことが我々は、出来るようになる可能性があるんです。

不動産登記規則93条の報告書は、オンライン申請の為のものですけどもあれだけ書くことによって我々は、出来るになるし偽調査士では、出来ない部分でもあるしね。

各単位会で1年に10回研修するとして全国50会集めると500、調査士会は、年間500回の研修をやっている。それを全てライブラリーにして皆がいつでもダウンロードして見られるようにする、そんな構想を練って実際に稼動し始めています。本棚に沢山の本が並んでいる様なイメージで調査士会にそれだけのものがあつたらそれは、すごい可能性ですよ。地域の慣習なんていうのも日調連で全国にやって下さいと書いてます。測量業界が参入しようとしてる訳ですよ。でもあなた達出来ないでしょ地域に根ざした慣習を抑えないと境界なんて分からないですよ。これは、我々の強みだしこんな事が分かるかと言いたい訳です。我々は、出来るという証明になるんです。

当然ラーメン屋になります。

調査士の話していると暗くなってやめたくるのでラーメン屋を始めませんかという提案ですけどね。仙台にもラーメンテーマパークがあります。どの店にも思い入れがありますね。アピールしてますよね。

どんなスープにしようか、麺は、細麺か太麺か。なんでもいいからとりあえずラーメン屋を開こうじゃないよね。そして店舗を選びますよね、どんな客にどんなラーメンを食べさせるか。場所、広さ、内

装、家賃。とりあえず俺の家の開いてる部屋使ってやろうじゃなくて厨房もどうしようか。器をどうしようか、ユニフォームどうしようか。美味しいラーメンを出せるか、ここは、絶対大切ですよ。

そこで経費とラーメン代の話をして下さいね。

ラーメンの原価って二つあるんです。固定費、客の有無に関係なく掛かる経費です。もう一つ変動費、売り上げに連動する材料費や消耗品費です。このお金は、どこから出るかと言うとラーメン一杯の値段からしか出ません。

ラーメンの値段と費用ですけど、縦軸が費用、横軸がお客さんの数とします。損益分岐点、その点より客が入って量が増えると利益が出ます。一杯600円だとここです、一杯800円にすると分岐点がずれてきます。お客さんが減っても800円だと成り立つのは当たり前。逆に言うとお客が少ないから値段を下げるというのは、成り立たない。値段安くしないと客が来ないっていうけどそれは、理屈に合わないですよ。

それで「新規参入」周りは、有名店です。どうすれば客が来るか、名前が知られてないんですから客が来る訳が無い。では、開店キャンペーンで一時期安くするとどうなるか、元に戻したら客は、離れます。安いままでは、人を雇った時に破綻します。じゃあ、客が分からない程度に手をあげれば成り立ちますよね。「いずれ客は、分かります。」そんな例は、いくらでもあるじゃないですか。これは、無理です。

旨ければ高くても客は、増えるか？行列の出来るラーメン、これは、値段が高くても来ますよね。旨いラーメンを研究する時間は、あるんですから旨いラーメンを気長に作ればいいんです。新規参入で勝負するには、これしか無いですよ。

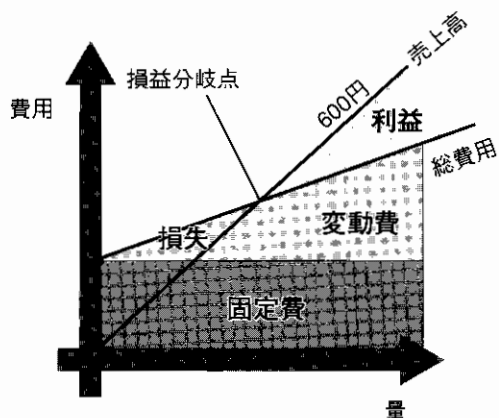
調査士報酬に関する状況

(1) 自由競争原理 (2) 法改正による報酬規定の会則からの削除(平成15年調査士法一部改正)平成15年以前から開業していた私達は、結構色々な意味で難しいなと思ったことは、確かです。報酬っていうのは、自分の事務所が成り立つコストから積み上げる。それからこの値段じゃないと受注出来ないからっていうのも一つの考え方です。せめて自分の事務所のコストぐらい計算しましょう。

平成15年改正前の報酬積算の基礎日額は、決まっていたんです。それじゃ今は、撤廃されたからいくらでもいいかと言うと実力次第ですがそんなに儲かりません。調査士が動いて調査して報告書書いてチェックして、この仕事では、大儲け出来ません。しまった!!って顔してますね。早めに進路変えた方がいいです。

事務所経費を想定する時に10年後の事務所を想定して計算しなければだめです。人を雇ったり機械を

ラーメンの値段と利益



入れたら報酬が変わるのでは、お客さんは、なんだあいつとなりますから。お客さんに「予算が無いので安くして」と頼まれた時にコスト割れなのかどうか判断出来ないとだめです。それと奥さんを補助者にしてしまうとコストは、ゼロと考えている人、自宅で開業だから事務所費は、ゼロと考えている人、奥さんが外で働けば収入があるんです。自宅を貸せば家賃収入があるんです。逆コストなんです。

新人の事務所経営についての私の考えです。

新人の事務所に電話が来る、相手を考えなきゃいけない。なぜ私に電話が来たか、考えなければいけないのです。先輩達に断られる様なまずい仕事かもしれない。営業して歩くってこともありますけどやめなさいと言います。名刺を持ってきてだけの新人に仕事が来るのでしょうか。ただの世間話でしたと言うけれども世間話の中でその人の実力を把握するものなんです。相手は、もう面接が終わってるんです。実力を付けても、もう会ってくれないかもしれない。

もう一つ、例えば「権利書が無いんですがどうにかかりますか」とか「検査済証が無いんだけど登記できますか」とか言っている業者は、そんな事知らないはずが無いのになぜだ、と疑わなければならない。この人は何を頼みたいのか、ちゃんと把握した方がいいその上でチャンスならOKです。

新築年月日を早くしてもらえないかと相談されて検査済証は、無いけども引渡証明で登記した。融資が実行された。工事業者が持ち逃げした。建物は、まだ未完成。登記が終われば良いという考えではない。何を添付すれば登記を通して貰えるかではなく何を調べれば調査士として確認出来るかその経過を添付書類と報告書に書いていく。だから引渡証明でいいですよ、では無くして所有者は、誰か確認しなければならない。工事が終わってないのなら確認しなければならない。

絶対に忘れては、ならない事「お客さんは、誰？」皆さんは、仕事を紹介してくれる人をお客さんと勘違いしてお客さんと呼ぶ。お客さんは、地権者や建物所有者であって実際にお金を払う人達、私達が守らねばならないのは、お客さん。高い安いをその人達が言うのなら私が直接お客さんに請求しますからそこまで負担は、かけませんと言えない。我々は、現場に行くからお客さんに何回も会うじゃない苦勞が分かる。その人に直接請求するなら分かってもらえるはず。紹介した人もお客から高い安いを言われなくなります、そうすると自分のプロジェクトを成功させる為に絶対に大丈夫な調査士に頼む。いい仕事をすれば仕事に来るようになります。そうなる様にしましょう。あと、現場で皆が指差したところを測量してくる、立会いが全ての

ような調査士がいるんですけど我々は、そうではない。書証・物証・人証など総合的に判断して境界がどこにあるかを確認出来るからお金を貰える。

安くしないと仕事は、来ない？

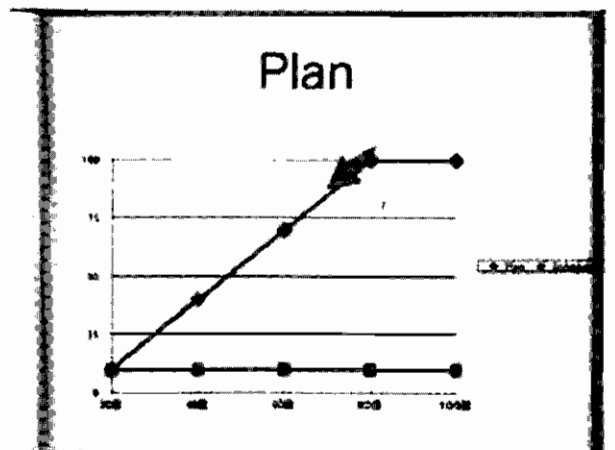
札幌で一番安い弁護士を紹介して欲しいと言われてた事がありますか？札幌で一番安い歯医者を紹介してくれとは、言われませんか。そりゃ誰でも出来る登記なら安い方がいい。私も誰でも出来る仕事は、高く取ろうなんて思いません。私にしか出来ない仕事があります。それは、正当な報酬を頂きます。私が話している事は、何も特別な事は、話していないと思います。コスト割れしない。お客さんのために正しい登記をする。ちゃんと調べる。そこで最初の話ですけど「良い時代に入会したね」と言う話になる訳です。

法律から技術まで色々なものが変わってきています。私が27年間やってきた事のかかなりの部分がガラリと変わっていますね。皆さんすごいチャンスなんですよ今は。私が入会した頃先輩達は、ずーっと上にいました。いま先輩達は、この辺まで降りてきています。こんな時代は、ないですよ。努力すれば一気に頭角を現せます。実力がある人が勝てる時代になっているんです。

「夢」

士業を目指した皆さんは、会社員じゃ飽き足りないという思いがあっても少なくとも開業した時は、ワクワクしたはず。資格者は、プロ野球選手と同じと思っています。トレーニングしないと来年自由契約になる。年功序列がいやなんでしょう。

例えば測量を覚えるのにどれ位時間がかかりますか。登記書式を覚えるとしたら。何ヶ月かかりますかね。一般的なものだけなら1ヶ月かからないでしょう。GPS・オンライン申請・筆界特定申請・ADR代理権・こういう新しいものは、面倒だと思ってても意外とやってみれば簡単に身につくんじゃないかな。奥深くは、難しいけど1年あれば出来ます。



私の手帳の中では、外から決められるものは、スケジュールとしています。自分の夢や人生設計からどうしてもこれは、やりたいものは、プランです。80歳でこの位置にいたいと思うと60歳は、この辺40歳は、この辺となる。当たり前ですが目標から逆算しないと到達しない。ところがスケジュールだけだと発想が夢から出発していないから何歳になっても忙しい忙しいで目標が無くなってしまいます。

プランの立て方

夢を持つ・具体的な目標・紙に書く・目標を逆算する・毎日の行動まで落とす、夢ってもやっとしたものですから具体的に書かないとだめです。

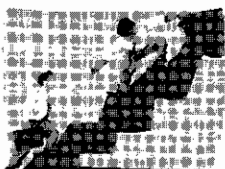
例えば民事訴訟法の本を読まなければならない、いつ読むか、時間がある時に読もうって言うのはあり得ない。時間が無い。今年時間が無い人は、来年は、もっと無いです。この本を今月読むと期限を決めて本を8個とかに分解して手帳に付箋を8枚貼る。本をスライスしてしまえばポケットに入ります。どうしてもスケジュールが被ってしまった時は、付箋を前にずらしますそうすれば終わります。後ろにずらしてはいけません。

組織で出来ること

一人でやるよりは、仲間がいた方が勉強し易いという事です。新人の時に考えたのは、先輩と違うのは、経験値と情報量ですが今時情報が無いとは、言えない、経験値がないだけです。10人の仲間を集めて月一回発表会をしました。自分の経験をコピーして全員に渡すこれは、10倍の経験になりますよね。内容証明郵便の受け取りなんてやったことがなくて例えば出さなければならなくなった時実際に出した事があるのと無いのでは、差がありますね。そこで仲間で順番に内容証明郵便を出していったんです。他人に対しては、出しにくいけども仲間だと出しやすいですね。内容証明郵便を貰った人は、少ないと思います。

行動しよう

- ・俺なんか・なんて遠慮しない
- ・60点の人は40点50点の人の役に立てる



確実に未来を占う方法

自分で未来を作る事です。人任せにしなければ確実に自分の未来は、作れる。

新しいチャレンジ

成功の反対語は、失敗じゃない。分かりますか失敗は、もうすぐ成功です。何回か失敗すればそれを糧に成功します。反対は、何もしないことです。

今から何でも出来る

今から何でもできる

- ・やるかやらないかだけ
- ・自分で限界を決めるな
- ・長生きすればよい
- ・学問に王道あり
- ・成功の反対語は？



意志を持って生きる！！

最後に夢を持ってその夢に向かって一生懸命やっつて夢を実現した小学生の作文を読ませて頂きます。

僕の夢

僕の夢は、一流のプロ野球選手になることです。その為に中学高校と全国大会に出て活躍しなければなりません。活躍出来るようになるためには、練習が必要です。僕は、3歳のときから練習を始めています。3歳から7歳までは、半年くらいやりましたが3年生の時から今までは、365日のうち360日は、やっています。だから1週間の中で友達と遊べるのは5~6時間です。そんなに練習やってるんだから必ずプロ野球の選手になれると思います。そして中学高校と活躍して高校卒業してからプロに入団するつもりです。その球団は、中日ドラゴンズか西武ライオンズです。ドラフト入団で契約金は、1億円以上が目標です。僕が自信あるのは、投手か打撃です。僕たちは、全国大会に行きました。そしてほとんどの投手を見てきましたが自分が大会NO1投手と確信できました。打撃では、県大会4試合のうちホームラン3本打ちました。全体を通した打率は、5割8分3厘でした。自分でも納得いく成績でした。そして僕たちは、1年間負け知らずで野球が出来ました。この調子でこれからも頑張ります。僕が一流の選手になって試合に出られる様になったらお世話になった人に招待券を配って応援してもらおうのが夢の一つです。とにかく一番大きな夢は、プロ野球の選手になる事です。

愛知県西春日井郡豊山小学校6年2組 鈴木一朗

お気に入りの宿

天然温泉旅館 北都

積丹郡積丹町大字西河町14-2

Tel : Fax (0135) 46-5800

北海道積丹郡積丹町西河に全国的にも珍しいと言われる天然温泉旅館があります。日本海が目の前に広がる雄大なロケーションが自慢の〔温泉旅館 北都〕別の名〔シララ姫の湯〕です。この温泉は秘境、積丹の地にあると言うだけではなく、源泉100%の無色透明のナトリウム炭酸水素塩泉を全く冷却・加熱することなく、そのまま、しかも24時間かけ流しという贅沢な温泉で、冷感性・疲労回復など極めて効用の高い名泉との評価を受けている温泉です。

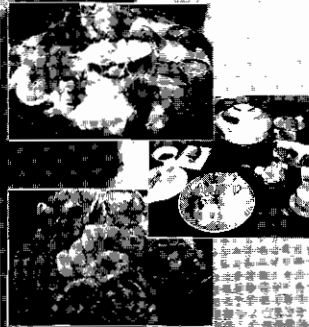
別名「シララ姫の湯」の謂れを少し紹介致します。このシララ姫というのは、積丹岬の海中に立つ「女郎小岩」のことであり、この地方にはその岩にまつわる幾つかの民話があるのです。その一つを今回紹介致します。

かの有名な源義経一行は、兄・源頼朝に追われて奥州から逃れて来て、現在の入舸町まで辿り着きました。その時に義経一行の炊事・洗濯などのお世話をしていたのが、首長の娘でシララ姫と呼ばれる、美しく気立ての優しい娘でした。

やがて二人は恋仲になりました。しかし追っ手か

ら逃れるために義経はさらに奥地へ旅立たねばならず、シララとの惜別の情に耐えかねて、月夜の晩に家来とともにひそかに船出を致しました。それを知ったシララ姫は、岸辺を離れ遠ざかって行く愛しき人影を追って海中に分け入り歩を進めました。しかし、既に腰上まで来る波に耐え切れなくなったシララ姫は其処にあった岩の上に立って、遙かな義経の船を見つめたまま、遂に家路に着くことなく、その岩上に立ち尽くし、うら若き人生を終え、そのままの姿を残し岩陰と化しました。今もそれは紺碧の積丹岬の海辺にその艶やかな姿を残し、岸壁の上から、また船上からも、この地を訪れる人々の目を引き付け哀惜の情を深めさせてくれます。それにしても、シララ姫の並外れた美貌・美肌は、この地から湧き出る秘湯の恵みに外ならぬものではあるまいか？そんな伝説と由来から、この温泉旅館「北都」の源泉名湯を「シララ姫の湯」と呼んでいるのです。雄大な日本海を眺めながら、ゆっくりと名湯につきり、義経時代の昔を偲んでみてはいかがでしょうか。

Sea Bathing & Fishing
海水浴・釣り最適!!



源泉100% シララ姫の湯

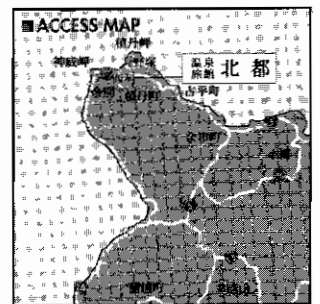
● 設備
 1F 食堂(早朝営業)
 宴会棟(カラオケあり)
 温泉(源泉100%)
 外トイレ(海水浴用)
 飲料温泉水(2F)

船釣無料体験

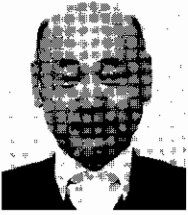
- 浴之費 9,500円より
- 宴会料 13,000円より
- 宿泊まり 5,000円より
- 日帰り入浴 600円

設備
 1F 食堂(早朝営業)
 宴会棟(カラオケあり)
 温泉(源泉100%)
 外トイレ(海水浴用)
 飲料温泉水(2F)

2F 客室・温泉浴場・休憩室
 駐車スペース 30台



宿泊の方は船釣りの無料体験もできます。(トイレ完備で女性にも安心)
 詳しくはお気軽にお問い合わせ下さい。



政治連盟の活動について

札幌土地家屋調査士政治連盟 会長

宇井 一 紀

皆様には、政治連盟の活動に日頃からご理解いただき誠に有難うございます。

現在の政治連盟は今から8年程前、司法制度改革が叫ばれる中、調査士制度の存続・発展のため日本土地家屋調査士会連合会の要請により、全国50調査士会に「境界鑑定委員会」「研修委員会」と共に立上げられた組織です。

それ以降、土地家屋調査士制度の充実・発展に努め調査士の地位の向上を図り、不動産登記制度に基づき国民の権利の擁護に貢献することを使命とし活動してまいりました。

当時はまだ、国会議員を始め調査士制度に対する社会的認知度が非常に低く、その存在意義を広く知らしめることが急務でありました。

そこで、全国土地家屋調査士政治連盟（全調政連）を立上げ調査士制度の啓蒙活動を続けてまいりました。

それらの活動により、当時の西本連合会長が法務委員会での公的な地位を得、その後の土地家屋調査士法の改正、不動産登記法の改正において筆界特定制度の代理人・ADRの代理人など調査士の確固たる地位が確立されるに至った訳です。

それらの法律や関連法律の法整備・法改正は今後も継続的に行われ、政治連盟の活動はこれからも益々重要となります。

前述の「境界鑑定委員会」「研修委員会」も又、調査士の地位を確立するための組織でありましたが、特に研修制度の継続は今後も重要です。

政治連盟の運営の精神は調査士制度の発展に寄与することであり、政治信条に関わらず調査士制度を支え理解していただける議員とのコミュニケーションを創り、継続することです。ただ、現状を考えると政治に対し不満や疑問を感じる人も多いとは思いますが、調査士の政治連盟については一線を画して考えるべきであります。つまり調査士制度の発展という目的に関しては不偏不党であり、調査士制度を理解していただける議員であれば党派は問いません。

現実には、法案を提出する与党議員に対する啓蒙活動が多くなるのは致し方のない状況と思われませんが、毎年開催される全調政連定時大会の懇親会には全国から数十名の国会議員が出席されスピーチをいただいております。中には野党の有力議員からもスピーチの中で、ADR、筆界特定制度における調査士の重要性、法14条地図整備事業における活躍などにエールを送っていただいております。

全調政連は法14条地図整備事業の拡大についても、大きな貢献をしております。

今後も土地家屋調査士制度発展のために邁進していく所存です。よろしくお願いいたします。





過去・現在そして未来へ……

札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会

副理事長 前田 登輝夫

昭和60年4月12日第102回国会衆議院法務委員会「司法書士及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案」当時の島崎法務大臣趣旨説明（要旨）

「官公署等が公共の利益となる事業に行う不動産の登記の嘱託または申請に必要な手続きは、その規模・性質等にかんがみ、専門的知識・技能を有する司法書士または土地家屋調査士が組織的に受託して処理することが望ましいところであり、現行法のもとでは種々の隘路があり、司法書士または土地家屋調査士がこれらの登記の嘱託等の手続きを受託しているのはわずかの部分にすぎず、これがひいては官公署等のする登記の嘱託手続き等の適正・円滑な処理の目的を十分に果たし得ない実状となっております。」

そこで官公署等が公共の利益となる事業に行う不動産登記の嘱託等手続きの適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、司法書士または土地家屋調査士を社員とする民法第34条規定による社団法人が当該嘱託等に係る事務を受託してこれを処理することができるものとする制度を創設することとしております。」

これには当時の日本土地家屋調査士会連合会副会長、現札幌土地家屋調査士会名誉会長竹川 茂先生が中心となり法務省への働きかけなどご尽力された結果、これが現在の全国50ブロック50協会の公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下公嘱協会）の設立をみたわけでした。

我が札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下札幌公嘱協会）においても昭和60年12月12日（設立） 苫小牧支部 故村本好志初代理事長のもと新しい船出が始まったわけですが、当時の事を推察しますと、当然のことながら各官公署等においては、その目的等について良く理解をされていなかったものと思われる。その事を考えますと現在の公嘱協会の礎となりました当時の理事長を始めとする役員・社員の皆様の御労苦は如何ほどだった事かと！…

昭和62年8月4日村本理事長が逝去され、都松明第2代理事長が就任されました。以降中屋敷繁実第3代理事長・平岡信夫第4代理事長・小岩主第5代理事長が就任されておりますが、各理事長におかれましては公益法人たる札幌公嘱協会の使命感と共に

協会社員に対する豊潤たる業務配分を目指し、受注量増大に向け日々努力をされておりました。然しながらその思いとは別に、受注額全国50協会中常に30～40番前後の状態にあります。これには北海道独特と思われる発注制度又、我々受注体制の問題等によりなかなか脱却できないのが実状ではなかったかと思われま。

そのような状態のまま現在に至っているわけですが、ここ数年公嘱協会を取巻く環境が大きく変わりつつあります。

一つには官公署の発注形態の変化があげられます。国の施策として必要としない公共事業の削減と共に高品質の成果品を維持しつつ同時に安価での受注を求めています。特に北海道・沖縄開発庁の閉庁に伴い、同地域への各地方自治体をも含めた公共事業削減が北海道経済の衰退につながっている一つの要因となっている事が考えられます。また公嘱協会の対応についてもいままでの随意契約を中心とした受注から競争入札での受注への移行が大きな転換要素となってきました。業種間の垣根を越えた発注又、測量・コンサル会社等との競合を含め、参加資格条件あるいは形態において相違があるものの、ほぼ全部に等しい官公署において競争入札が実施され、それに対応すべき苦慮しているのが現状です。

もう一つの大きな問題として公益法人改革制度の問題があげられます。前述の問題と連動し国の行政改革の一環ですが、札幌公嘱協会も例外ではありません。

日本の公益法人制度は、明治29年民法制定とともに始まり、民間非営利部門において大きな役割を果たしています。しかし昨今、公務員の天下り問題等が指摘されるなど主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の問題点が生じております。それら問題点を解決することを目的とし新たな公益法人制度に生まれ変わろうとしております。

平成20年12月1日が新制度の施行日と決定され、今後5年間（平成25年11月30日まで）の間に新制度のもと一般公益法人・公益認定法人・若しくは移行しなければ解散という選択肢になってきています。その間においては札幌公嘱協会も特例民法法人となり、従来どおりの事業をして行くこととなります。

この公益法人改革制度に対する対応のひとつとして協会内部に委員会を設置したところであり、この委員会を中心に平成22～23年の移行を目指し検討していくことに致しました。これら大小の様々な問題を抱え現在は、まさに協会の転換期にあるものと考えます。

公嘱協会が営利を目的としない公益法人とはいえ、今後新たな制度のもとでの公益法人を目指した中で、更なる飛躍が求められるものと考えます。

今後の札幌公嘱協会の発展を考えた時に避けて通れない課題として官公署が業務発注時の「分離発注」また、官公署所有建物における未登記建物の表題登記等の受注に向けての推進・啓蒙活動があげられると思います。同時に官公署に対して土地家屋調査士法第3条業務すなわち土地家屋調査士、同法人並びに公嘱協会の専業業務への理解を得る事が必須条件となる。会員の業務量減少が如実に現れている中、業務拡大を目指すことは当然のこととし、それ

以上に各官公署においては、正当なる法解釈のもと発注すべきものと理解致します。しかし公嘱協会も公益法人とはいえ受注団体であり、その活動には制約・制限が生じるものです。そこで札幌土地家屋調査士会及び札幌土地家屋調査士会政治連盟との連携・協力を得ることが必要なことであり、今後強力に推進していくべきであろうと考えます。幸いにして一部官公署及び地方自治体においては3条業務を理解したうえでの発注がなされております。その輪を拓けていくことが楠現理事長の下、札幌公嘱協会の今後の発展に繋がり、ひいては調査士個人の繁栄につながるものと考えます。

民間業務が冷え切った中、官公署業務が適正な状態の中で発注されたならば、その業務量は如何程になるのか！…少なからずそこに土地家屋調査士あるいは公嘱協会の未来があるのではないのでしょうか？

我々札幌公嘱協会も含め土地家屋調査士の明るい未来の創造に向け、各個人の意識改革とともに関係者各位の御理解と御協力を切に願うものです。



「タイガーウッズなにやってんだろ」

6月の全米オープン3回目の優勝でJニクラス以来二人目となる「トリプルグランドスラム」を達成したタイガー。しかしそれと引き換えに左ひざ前十字靭帯の断裂と2箇所の疲労骨折で今年の残り試合全て欠場するという事態に陥ってしまった。手術後は、やる事無いからゆっくりと静養してるのかなと思いきや、あのドバイ（アラブ首長国連邦）で高級リゾートを開発中でした。その名も「タイガーウッズ・ドバイ」来年完成予定。ゴルフコース「アルルワヤGC」に加え高級住宅街、マンション、豪華一流ホテルも併設され世界で一番リッチなコースになりそうだとか。恐れ入りました。

趣味に生きる

— Part 3 —

札幌土地家屋調査士会
札幌東部支部

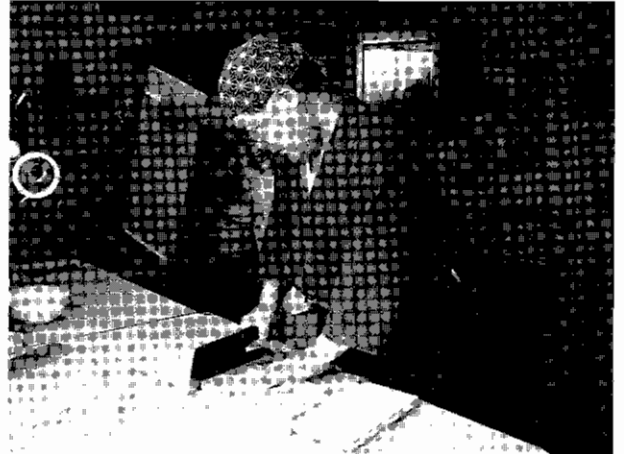
佐藤春光

実際に「そばを打つ」という過程を申し述べると、ソバ粉が必要は当たり前だが、それをどこで、手に入れるかである。昨今そば打ち人気で各そば打ち教室で用意してくれるから困らないが、そのそば教室から教わって自分自身で打つとなると、さーてどこにあるのだろう？どこで蕎麦を栽培してるかがわからない、札幌で蕎麦を栽培している人はほとんど見かけない。先にも書きましたが、蕎麦の花は真っ白な可憐な花を咲かせます（写真参照）。

ソバ粉は昨今のそば人気で大きなスーパーや、時には「おそば屋さん」に特別に分けてもらうこともあります。私は製粉工場に行き蕎麦の話や知恵も一緒に聞いて粉を5kg単位で買って来ますとともに自家栽培したソバ粉も使っています。また蕎麦はソバ粉だけでなく、「つなぎ」として小麦粉（薄力粉・中力粉・強力粉）、打ち粉が必要だが、先のスーパーやおそば屋さんを用意してない場合がある。

当初は1kg単位で求めていましたが、非常に値段が高いので、1回や2回位ですと「まあいいか」と思いますが、何度も失敗した蕎麦玉を投げるのももったいないと思い、製粉工場の粉を使用しています。

ソバは三角錐の形をしてそばの実になりますが、まず、9月にはいると身がしまって固くなるのを見計らって刈り取りします。大規模に栽培しているところでは、コンバインで行いますが、私どもでは0.5反歩ぐらいですから鋤で1株ごとに手刈りをします。そばは根が浅く茎を引き抜くと簡単に抜け、それにつけ泥も一緒に混ざってしまい、砂をかむこととなりますので、これが一番厄介です。また、そばは実が固くなってますので茎を揺ると落粒（粒が地面に落ちる）しますので本当に優しく扱わなければ良い収穫が得られません。土に落ちた実は砂が混ざるのでとても使い物になりません。そばの茎は60~70cmのため中腰状態で刈り入れますが、1日作業すると内股がパンパンに腫上がり、3~4日歩くのがつらい日々となります。刈り入れますと、状態により「稲架掛け」をして乾燥させた後、茎と実を分離する「脱穀」です。私らは昔の出園で行っていた「脱穀機」がないため乾燥したそばをブルーシートに叩きつけて脱穀しました。その次は竹の棒でソバの束をたたいての脱穀。次ぎは近くの農家から昔使っていた「唐箕」でしまいましたが、馴れないため手



足を打ちつけたりしたものです。今は妹背牛の農家から譲り受けた「農林大臣賞受賞」とプレートが張ってある「足踏み式の脱穀機」を使用しています。

ブルーシートを上げ、「農林大臣賞受賞」の足踏み式の脱穀機を乗せ、針金をUの字になっている突起部に乾燥したソバの茎を押し付けながら小気味のいいリズムで脱穀機を踏むとバラバラとソバの実が落ちるが、一緒に葉や、小枝なども落ちるので、そこで登場するのが「唐箕」である。これはやはり旧農家の納屋に埋もれた道具で、北海道開拓の村にも展示してある貴重な農機具で、構造は木造板張り風車式2階建てで、ソバの実やゴミが混ざったのを2階部分の受け皿に入れ、手回しのハンドルを一定の速さで回すと、風力により重いそばの実は1階の収納箱に落ち、軽いゴミは風力で2階の窓から遠くに飛ばされる。

昔はざるを頭上高々と上げ、揺すりながら風の力で振り分けたものだ。昔の農村での光景をよく眼にした方々もおいでと思いますが、まさに、灌木・大木を倒し、根を伐墾し、農作物を懸命に作った開拓の先達の思いをソバの収穫が伝えてくれる。

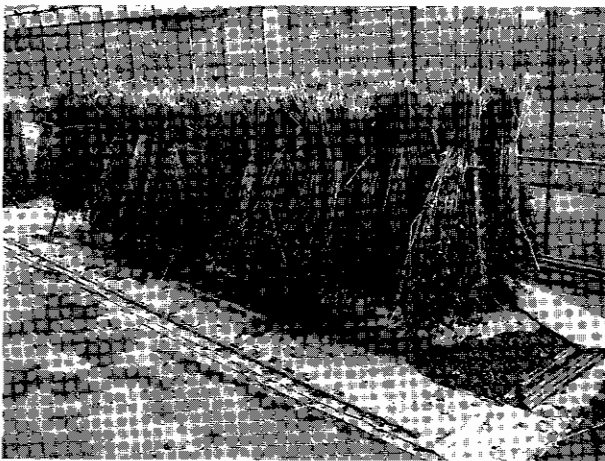
さてさて、ソバの実が収穫されたが、蕎麦を打つまではまだまだいろんな難問がある。

まずは「唐箕」でゴミと振り分けたソバの実を白い紙の上に蒔き更に細かいゴミを眼で振り分け、丈夫な布袋に適量入れてこれを手でクシャクシャに揉む。これはソバの実の所に茄子のヘタのような形のものがついているを取り除くためである。

普通そばの実は、三角錐の形で硬い黒い殻に包ま

れていて、製粉工場ではこの黒い殻は、壁に風圧でぶっつけてこの殻を割り、茶色の甘皮に包まれた「抜き身」にしてから製粉する方法と、私どもが行っている黒い殻ごと石臼で挽く「全挽」をしている。したがって出来上がりが黒いブツブツが混ざり、いわゆる「田舎ソバ」となるのであるが、ほとんどの殻は、排除される。それは次のような石臼の構造にあった。石臼は石造（花崗岩や大理石製）の2階建てで、1階は固定されていて屋根はドーム状の中心から波状の溝（主溝）があり、主溝には矢羽のように小溝がある。主溝から小溝に沿ってソバの実がすべる。2階の下はドーム状をひっくり返した形で1階と合体し半円形の三日月型で頂点がやや広くなって、そこにソバの実が2階の屋根から落ちてきて頂点付近ではソバの実はそのままだがやがて2階部分が回転（時計の反対周りで最初何も知らないの一般的に時計回りに回していたら2階の屋根から少量づつ流しいれたのが逆流してドンドン上に盛り上がってしまい擦れなかった）するにつれ主溝に沿って端の方に流れ、やがてソバの実より細くなった三日月型の端にたどり、回転とともにそばの実のはじけるのである。この構造をみると石臼の知恵というものがすごい一言と感じた。

擦ったそばの実は、1・2階のすき間から滝のように流れ落ちるが、手回し式なので約30kgの重さを



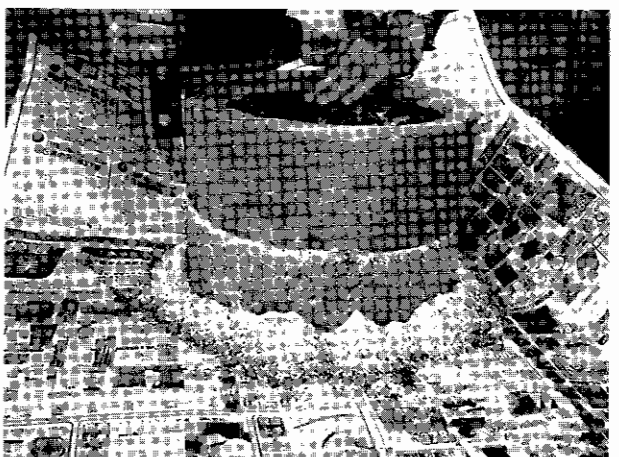
回すとかかなり疲れるため、メンバーの総知恵を出して、今は電動式に改良したのでソバの実（玄ソバ）を石臼に入れるだけで、楽になった。

擦り終わったソバ粉は、殻も一緒なのでこれを取り除くのは篩の役割である。最初の篩は目の粗いものから順に篩にかけてそば粉をつくる。1番粉から3番粉まであり、1番粉は玄そばの中心部分の30%位だが、これを篩にかけて取り出すとなると、篩の目は80#（1インチに銅線が80本）ぐらいで行うがまるで煙のような細かさで、チョット湿度があるともう篩の目にソバ粉が付着して篩の役目が果たせません。ちなみに1番粉とは、お蕎麦屋さんで言う「更科ソバ」で真っ白な上品なソバ粉であるが、一般的にはデンプン質が多く、あまり蕎麦の香りがしません。おもに夏の食べ物で、極細に切り、のど越しを味わうものと言われてます。また、蕎麦打ちも大変で、最初蕎麦打ちを知らないものだから水から練って失敗ばかりしてました。何回か蕎麦打ちをしてるうち「お湯」で練ることが物の本に書いてあったので試しましたらうまく出来ました。苦労する割りにそばの味がないので、以後「変わり蕎麦」をする時ぐらいです。

したがって、私たちの蕎麦は「田舎蕎麦」で篩は粗めの篩、30#、40#で濾し、1番粉も2番粉も、3番粉もみんな混ざった「全挽き」です。これは30~40#では粒子が粗いためなかなか蕎麦打ちには大変です。例えば、砂利の小石混ざりを練るのと、砂ばかりで練るのではぜんぜん粘りが違います。製粉工場ではさらに細かい篩で取り出していますから、粒子も細かく蕎麦を練る時に容易く打てますので全挽き粉が5割、製粉工場の3番粉の粉（香りが強い）を3割、つなぎの小麦粉（最初は薄力粉から中力粉、今は強力粉）を2割のブレンドを試行錯誤のなかから、私どもの目指しているお蕎麦になりました。

電動石臼で挽いたソバ粉は5~6割りしか取れず、あとは枕に入れるソバガラが4割強を投げることは、生産者としてみるに忍びない。

さて、いよいよ「蕎麦打ち」だが、お鉢に先ほど



のブレンドソバ粉を篩に入れて良く混ぜる。お鉢の中央に池をつくり、その池に水を入れる。「蕎麦打ち」には全体で43%~52%の水を使用します。例えば500gのソバ粉で作るとすれば、約50%の水、すなわち250gの水となるが、その日の温度と湿度により水の量が変わる。そのため湿度が高くなって何%になるという公式は難しいので蕎麦玉の硬さは水回しの時の「手」で覚えて水量を加減します。後で「のし」の工程でも「のし」た蕎麦の厚さも手の感覚です。池に入れる水の量は6~7割を入れて良くこれを混ぜます。水と混ぜてないソバ粉は最初ドロドロした球に混ぜてないソバ粉を擦り入れるように「水回し」をする。工程は粉から小粒へ。更に小豆状になり、団子状になってボールぐらいの大きさになって全部の粉が混ぜて水回しは終了し、次の工程に入る。

蕎麦玉は円錐型にしたものを上から手のひらでつぶし、円形状にする。ここまでは手の動きだが、これから「コネ棒」を用いて円形状小刻みに回しながら少しづつ薄く、まん丸にのして「コネ棒」に巻き付けて、コネ板の上で打ち付ける（これが蕎麦打ち）方法とコネ板の上で転がしながら多少力を入れてのす方法があるが、江戸前蕎麦打ちは後者の方法で行う。したがって、最初まん丸であった形から今度は四角にする？初めは丸から四角になかなかならず苦労したものである。

さて同じ四角でも長方形か理想形で短辺はまな板に乗る大きさ（包丁の長さが1尺30釐）に合わせる。昔は8寸（24釐）にし、これを折りたたんで切る。たたむ数は偶数となる。数は蕎麦打ちの量によって決まり「6枚重ね」、「8枚重ね」となる。のす時に厚さを考えておかないと、基本は真四角で切るから、薄すぎで幅広く切ると（最初はなかなか細く切れない）うどん状態となる。「たたみ」が終わると「切り」の作業だが、この作業が一番難しい。せっかくなまく「こね」「のし」た蕎麦も最後の切りでうどん状態ではがっかりである。

ちなみに各地でそば教室や道場で行っている「蕎麦打ち段位」は、所作動作や出来栄などが重視され、そばの「のし」た形などとともに作業時間も制限がありなかなか窮屈である。

仲間が北海道開拓の村で試験があった時にその緊迫感や汗をかくて必死に汗を止める様を見て気の毒に思ったそうです。加えてその打ち終わった蕎麦は食することなく終わってしまい何か変だと感じてきたそうです。私たちの「蕎麦打ち」は年齢の近いせいか、和気あいあいで行い、打った蕎麦はその場で茹で（原則は挽きたて、打ちたて、茹でたての3たて）皆で批評し技術向上を目指している。

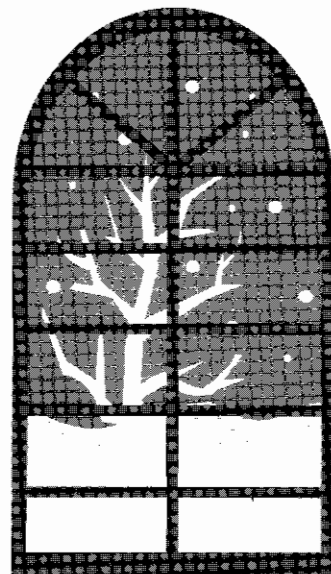
また我々も高齢者の仲間入りですから、万が一の生活のことを考えて、蕎麦を食べる前に料理を一品

必ず作るという規則を作り（昔江戸前蕎麦は蕎麦を食す前に卵焼きなど一品料理を食したことにちなみ「蕎麦前」を作っている）現在も続けている。勿論、材料の仕入れ調達から調理・配膳・後始末まで行う。又、最初は農家の納屋を改良した蕎麦打ち道場であるが厨房機器を解体現場から貰ってきて取り付けたり、さらに水周りの上下水道の管敷設作業などなど今考えると良くそこまでしたものだと思ながら感心する。又Kの農場に畑の余地があるので、そばに使うネギやその他の野菜も「小作人」「農業部」などとして作物を栽培している。蕎麦道場の活動は、地域の小中学校の「蕎麦打ち体験」をボランティアで行って学校の生徒より先生の方が多く参加となったり楽しいものでした。

活性化を図ることを目的にお年寄りの親睦と生きがいのため「蕎麦打ち体験教室」をもう3年前から行って皆から喜ばれている。これはボランティアであるが自分自身にも楽しいことである。

年の暮れには「年越し蕎麦」を打ち、近所や知人・親戚に配っていますが、多いに迷惑しているかもしれませんが、とにかく自分で打った蕎麦は格別に美味しいです。

これからも続けていければ良いなと思っていますが、結構腰は痛いですよ。



会員研修に関するアンケート報告書

研修部研修委員会

研修部・研修委員会では、会員各位の研修会に対する意見・要望等を把握し、今後の研修会の参考に資するため、アンケートを実施いたしました。

以下、項目ごとにアンケート結果を考察します。

①過去の研修会について

欠席が多かった会員に対して、その理由を尋ねたところ、業務の都合及び日時が合わないといった日程に関するものが併せて67%に及んでおり、それに続いて研修科目や内容の問題が23%となっています。

日程の問題に関しては、研修会が平日の午後1度だけ開催されることが多いため、当日に業務等で都合の悪い会員が、研修機会を失っていることが窺えます。

昨年の93条調査報告書の研修会においては、本会会議室において補講を行いました。この例にならい、同一の研修を2回行うことができればこの問題はかなり解消されと考えます。

内容に関しては、業務に直結しない研修を敬遠する会員が多いようです。確かに民法等法学関係も概論的に学べば業務に遠く感じがちです。どのような観点、切り口で研修を企画すれば、会員の興味関心が湧き、かつ有意義な内容となるのか、また、それを実践するにはどうすべきかが、重要なテーマであります。

また、少数意見ではありますが、遠距離の問題も出ていました。日程の問題とも重なりますが、研修内容を録画したDVDの活用も有効と考えます。活用方法については単位制も考慮しなければなりません。

②研修科目について

画地調整手法、調測要領（土地）が上位2位を占め、土地の日常業務に関する研修の要望が多くなっています。会員間の交流・意見交換といった研修方法の意見をいただいておりますが、画地調整手法の意見交換を行う等、今後の研修の実践において、参考となるものと考えます。

次に続くのは、不動産登記に係る税務、法律専門研修でした。税務については、事務所運営に係る税務研修の要望もありました。法律専門研修については民法の希望が多く、不動産登記法を上回っています。

また、パソコン研修については中級講座の希望が最多ですが、基礎、ハイレベルも多く希望は分かれています。オンライン研修の前段階という意味合いもあって、3月に有料でパソコン研修を行いました。会員のスキルに差があることから、パソコン研修に関しては今後も有料で実施すべきと考えます。

また、記述式の回答においては、様々な意見・要望がありました。これらの内容をすべて実践することは、現在の研修部の員数・体制においては難しいですが、会員との意思疎通をはかり、会員が受講者としてのみではなく、講師、企画者として柔軟に研修に参加できるしくみをつくる必要があると考えます。

③日程等について

土曜日の開催希望が42%と最も高くなっています。補講の土曜日開催等により受講機会の増加を図ることが必要と考えます。時間帯や時間に関しては、現在の研修会で問題無いことが窺えます。開催時期については、「時期は問わない」を含め1～6月開催の要望が88%に及んでいます。現在は年度初めの4月から総会までの期間に研修会を行えない状況ですが、今後、研修会の増加・充実を図っていくためには、この時期に開催できるしくみ作りが必要と考えます。

④費用について

有料でも参加すると答えた会員が87%を占めました。また、研修会・内容によって金額に差があっても良いという意見をいただきました。費用徴収については、予算、研修内容、会場、講師等を考慮して慎重に差別化をはかるべきと考えます。

⑤意見・要望について

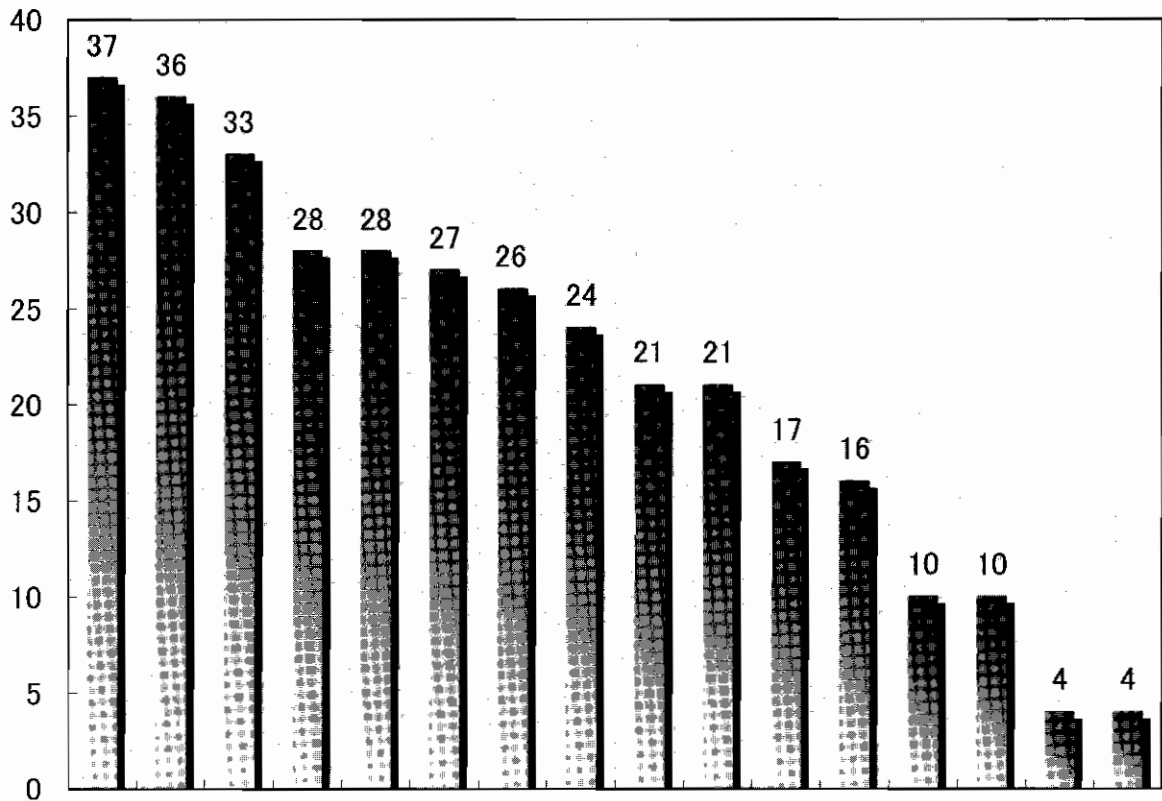
上に記載したものもありますが、研修科目・内容に関するもの、単位に関するもの、スケジュール・リストに関するもの、規模に関するもの、受講しない会員に関するもの等様々な意見をいただきました。

次頁より集計結果のグラフ・表を掲載いたします（抜粋）。

(件)

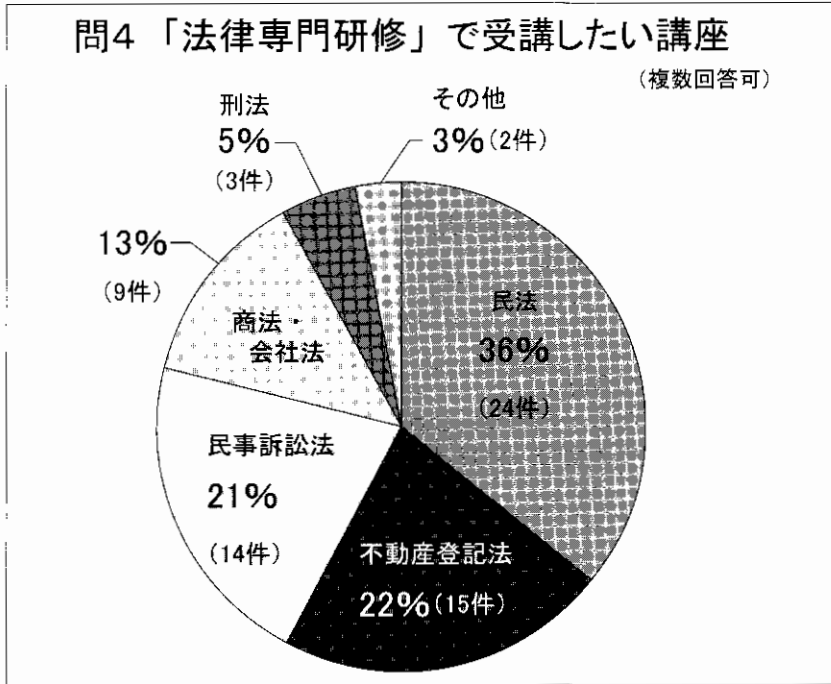
問3 どのような研修会を受講したいか

(複数回答可)



画地調整手法
 調査・測量実施要領に基づく研修(土地)
 不動産登記に係る税務
 法律専門研修
 調査・測量実施要領に基づく研修(建物)
 不動産登記に係る建築基準法
 オンライン申請
 境界鑑定
 筆界特定
 パソコン研修
 調停制度
 登記申請手続き(土地・建物)
 93条不動産調査報告書の作成
 GPS等機械の操作方法
 測量実地研修
 その他

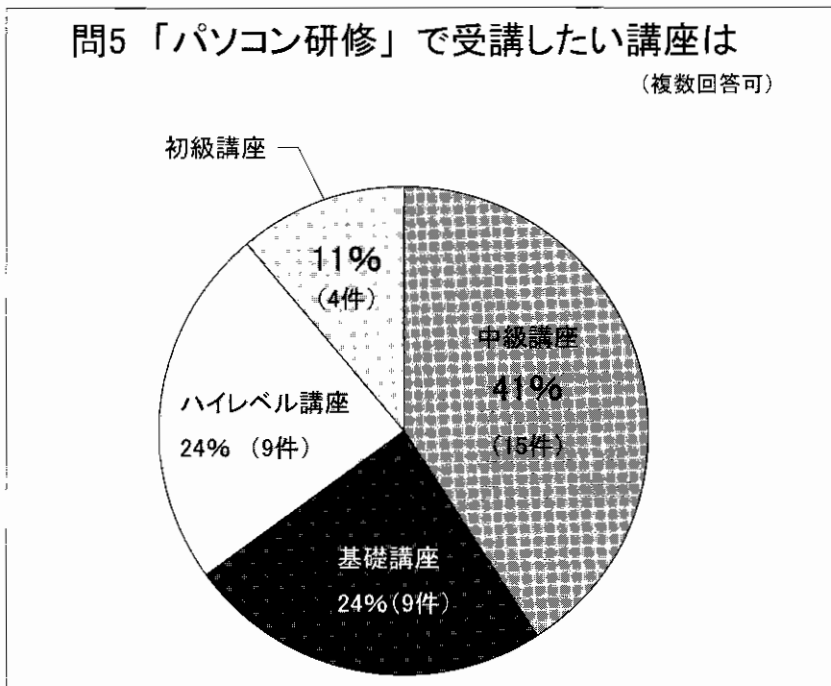
画地調整手法、調測要領(土地)が上2位を占め、土地の日常業務に関する研修を希望する会員が多いことがうかがえます。3番目は不動産登記に係る税務で、日常業務に有効な税務知識を得たいと希望する会員が多いようです。4番目の法律専門研修については、問4で具体的な科目を尋ねています。



その他の意見

- 1 区分所有法・借地借家法
- 60 時効

「民法」が36%を占めました。
 概論的な民法は敬遠されがちであるため、調査士業務に係る民法の研修を予定しています。



パソコン研修については中級講座の希望が最多ですが、基礎、ハイレベルも多く希望は分かれています。オンライン研修の前段階という意味合いもあって、3月に有料でパソコン研修を行いました。会員のスキルに差があることから、パソコン研修に関しては、今後も会員の要望に応じて有料で実施すべきと考えます。

問6 問3以外に受講したい研修

1	建物区分・区分建物研修
2	会員間の交流をなして、自分の体験談や処理過程の話を取り上げるのも研修になる。
3	表示登記研究叢書の内容に即した研修。また、叢書が実務に合わない部分があるので、確認も含めて最終的には電子化してネットで閲覧できるように。
4	調査士会としての（地域別も含め）測量精度の均一化、調査士が隣地に境界確認を行う法律的根拠、既設境界標を移動させることの根拠法の有無。
5	基本的な報酬額の算定方法。
6	宅地取引に関する研修。
7	・倫理規範…法律専門職としての自覚 ・調査士業務（地積測量図作成など）の法違反なきよう。 ・法務省、法務局、連合会からの通達等…業務提携をどのようにすべきか、なども含めて。
8	心理学。男学→「男とは？」
9	周辺業務（開発、農地法 他）
10	業務外研修も。
11	GPSの整合性について（旧測地系との）
12	マーケティング、経営研修 etc。
13	自己啓発研修、話し方研修。
14	人との会話方法。
15	三次元CAD、立体地図、都市（立体）図面。
16	実務処理に関する特殊事例に関する研修。
17	調査士倫理等。
18	実際にあった事例による、よくおこるトラブルをいかに回避するか。
19	事務所運営に係る税務

上記の通り研修の要望は多岐にわたっています。これらの要望を研修会に反映していくためには、研修実施機関の見直しが必要であると思われます。

以上、アンケートにご協力いただいた会員の皆様、ありがとうございました。

あとがき

近年、e-japan構想や司法制度改革といった政策が進められる中、土地家屋調査士の業務も例外であるはずはなく、不動産登記法が改正され、登記簿のコンピューター化やオンライン申請の推進、筆界特定制度の創設、境界問題解決センターの開設といった様々な変化が起っています。

我々は、オンライン申請に対応するパソコンスキルや、裁判外紛争解決制度を担うための法律知識の習得に努めるなど、この変化に対応していく必要があります。

この流れに乗り損なわないために、個人個人が研鑽を積むのは資格者として当然ではありますが、その延長線上には会員研修があることは間違いありません。

これまでの送り手、受け手に二分される研修会ばかりではなく、多様な人材がいる土地家屋調査士会

の中で、時に講師となり、異なる分野においては受講者となり、また、出席者全員でディスカッションするなど、会員全員が互いに研修する仕組みが作られれば、個人の研鑽にだけ頼むよりも、はるかに効率的で有意義なものができるでしょう。

研修部・研修委員会では現在そのような仕組みの土台作りをさせていただいているところであり、このアンケートもその中の一つの試みです。今回の回答率は28%と少ないものでしたが、ご指摘いただいた内容は、今後の研修会に生かすべく検討してまいります。

編集後記

皆様「ビッグイシュー」なる雑誌をご存知でしょうか。ホームレスの方が路上で販売している雑誌で月に2回発行しています。1冊300円のうち160円がホームレスの方の手元に入る仕組みとなっていて日本版は9月で発行5周年、なんと単年度で黒字になったそうです。(累計は、大赤字らしいですが) 将来私が売り子になった時の為にも頑張ってもらわねば。

さてその中でも楽しみにしているのが兩宮^{かりん}処凛さんのコラム「世界の当事者になる」。北海道生まれの彼女のすごい生き方と相まってコラムも面白いのです。彼女は、7月6日～9日「G8洞爺湖サミット」に反対する活動家達と豊浦森林公園でテント生活、昼はデモ行進していた様です。今回のサミットで使われたお金は、600億円とも言われ莫大な費用をかけて「食料・貧困問題」を語るサミットのあり方を批判しています。

それにしてもあの過剰警備は、どうにかならないものか。期間中の札幌、千歳は、日本中の警察官が大集合状態でガソリンスタンドには、パトカーが溢れ高速道路を行くパトカーの隊列に昔懐かしい「西部警察」のテーマソングが蘇ったものです。さらに内浦湾にはイージス艦も配備され、そこまでして世界のトップが集まる必要があるのか?と首をひねってしまう。これは当たり前の感覚でしょう。

が、しかしもっとすごいのが8月に開幕した「北京オリンピック」の警備!! サミットの比では無く、地对空ミサイルも配備されてましたもの、公園に。これは一体なんの祭典? 聖火リレーは、まさに象徴的でしたがいざ開幕すると、どの競技もすばらしい! 理屈抜きに面白かった。特に日本人の活躍には、心が躍る。男子陸上400mリレーなんて涙でますね。これがナショナリズムかな。

次回のロンドン大会が早くも楽しみ(過剰警備だと言ってる舌の根も乾かぬうちにぬけぬけと)

皆様の手元に本誌が届くまでに新たなニュースが生まれない限り「2008」は、洞爺湖サミットと北京オリンピックだろうと振り返ってみました。

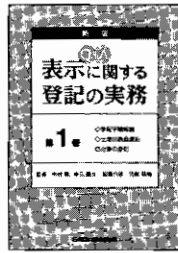
それでは、皆様良いお年をお迎えください。

編集委員長 森田和夫

発 行	平成20年11月30日	発行責任者	上 山 和 夫
発 行 所	札幌土地家屋調査士会 札幌市中央区南4条西6丁目 晴ればれビル8階 TEL 011-271-4593 FAX 011-222-4379 http://www.saccho.com	編 集	広 報 部
		印 刷 所	新日本法規出版株式会社
		発 行 部 数	2,000部

新版Q&A 表示に関する 登記の実務

中村隆・中込敏久 監修
荒堀稔穂 編集代表



改正不動産登記法対応!

各法務局・土地家屋調査士の現場から寄せられた、表示に関する登記の実務上の取扱いに関する問題、改正不動産登記法の取扱等を設問として掲げ、これらの設問に対する解答と、その理由を根拠条文、先例及び判例等と関連づけて簡潔に解説。

シリーズ
完結!!

第5巻

建物の合体・合併・分割の登記、
区分建物の登記、建物の滅失の登記、
建物図面関係

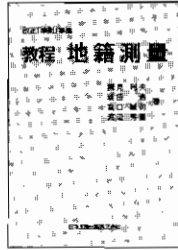
平成20年11月
刊行予定!!

●A5判 ●632頁(予定) ●定価5,775円(本体5,500円)

- | | | | |
|------|-----|----------------------|---------------------------------------|
| 好評既刊 | 第1巻 | 登記手続総論・土地の表題登記・分筆の登記 | A5判・560頁・定価4,935円(本体4,700円)・平成19年1月刊 |
| | 第2巻 | 合筆登記・地積更正・地目変更・地図訂正 | A5判・562頁・定価5,040円(本体4,800円)・平成19年5月刊 |
| | 第3巻 | 地積測量図・土地の滅失の登記・特殊登記 | A5判・500頁・定価4,725円(本体4,500円)・平成19年11月刊 |
| | 第4巻 | 建物の表題登記・建物の増築の登記 | A5判・506頁・定価4,725円(本体4,500円)・平成20年5月刊 |
| | 特別編 | 筆界特定制度 一問一答と事例解説 | A5判・672頁・定価5,880円(本体5,600円)・平成20年1月刊 |

改正準則準拠 教程 地籍測量

國見利夫・新田浩・著
宮口誠司・渡辺秀喜



測量関係業務に関わる方に!

一般公共測量との違いを強調しつつ、地籍測量について解説。地籍測量に用いられる多角測量、GPS測量、および空中写真測量などの測量技術を地籍調査作業規程準則に則り、体系的にも幅広く、詳細に、わかりやすく解説。

●A5判 ●276頁 ●定価2,625円(本体2,500円) ●平成20年10月刊

併せて読みたい
測量テキスト!

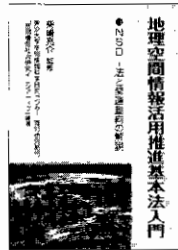
絵で見る地籍測量

●A5変形判 ●168頁 ●定価4,095円(本体3,900円) ●平成20年4月刊(重版)

絵で見る基準点測量

●A5変形判 ●168頁 ●定価4,095円(本体3,900円) ●平成20年4月刊(重版)

地理空間情報 活用推進 基本法入門 NSDI法と関連動向の解説



**地理空間情報活用推進基本法の
成立で何が変わる?
基本計画のポイントを押さえ、
基本法が目指す地理空間情報
高度活用社会を捉える!**

柴崎亮介 監修

東京大学空間情報科学研究センター 寄付研究部門「空間情報社会研究イニシアティブ」 編著

●B6判 ●268頁 ●定価2,100円(本体2,000円) ●平成20年7月刊

本書の特長

「地理空間情報って何?」という方にもわかりやすい説明。
基本法の成立経緯や、基本法に沿って策定された基本計画について、要点を絞って紹介。
国や自治体等による関連事業・施策については、図表を用いて詳細に解説。
条文に沿った一問一答Q&A集で、基本法に対する疑問を解消。

お問い合わせ・
ご注文はこちら



家族から発想する、いつくむ世紀へ
日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号

営業部 TEL (03)3953-5642 FAX (03)3953-2061 <http://www.kajo.co.jp/>

NGS

御社の測量業務に、
ネットワーク型GPSの真髄を！

NetSurv G6 検討下さい。



今なら、配信料が
最大2ヶ月無料！
キャンペーン実施中。

キャンペーン期間：2009年3月末日まで。 ※初期登録料も割引：15,000円(通常25,000円)



日本GPSソリューションズ株式会社

東京 本社 〒144-0051 東京都大田区西蒲田7-37-10 Tel. (03)5711-1661
関西 支社 〒550-0002 大阪市西区江戸堀2-6-33 Tel. (06)6443-5801

www.ngsc.co.jp

北海道販売 代理店

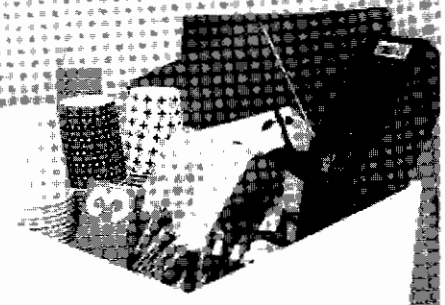
ANNAKA
株式会社アンナカ北海道販売

〒065-0008 札幌市東区北8条東8丁目2-1 八条ビル5F
TEL代表 (011)733-3577 FAX (011)721-3233
E-mail ans001@pop02.odn.ne.jp

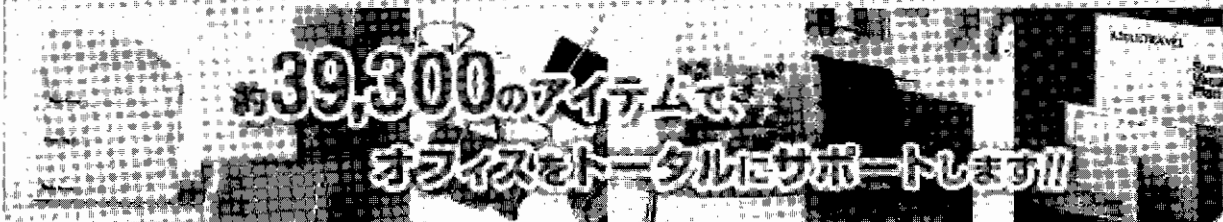
明日来るから アスクル

確かめてみませんか?

トータル
約 39,300
アイテム



オフィス用品からインテリアまで
アスクルの商品



約 39,300 のアイテムで
オフィスをトータルサポートします!!

1 簡単に注文
インターネットまたは
FAXで簡単、便利。

2 当日お届け^(※)
当日、又は翌日お届け。
配達日指定も可能。

3 送料無料
1,900円(税込)以上
送料無料。

4 返品OK!
365日以内なら
返品OK!

5 便利な支払い
お支払は、
まとめて月1回。

¥1回/月

(※)一部の地域、商品・サービスを除きます。

カタログ
無料配布中

FAX送信先

0126-22-5370

会社名 (店舗名または個人名)	
御住所	
電話番号	
FAX番号	

株式会社 **文明堂**



ASKUL AGENT
アスクルエージェント

〒068-0029 岩見沢市9条西1丁目1-3

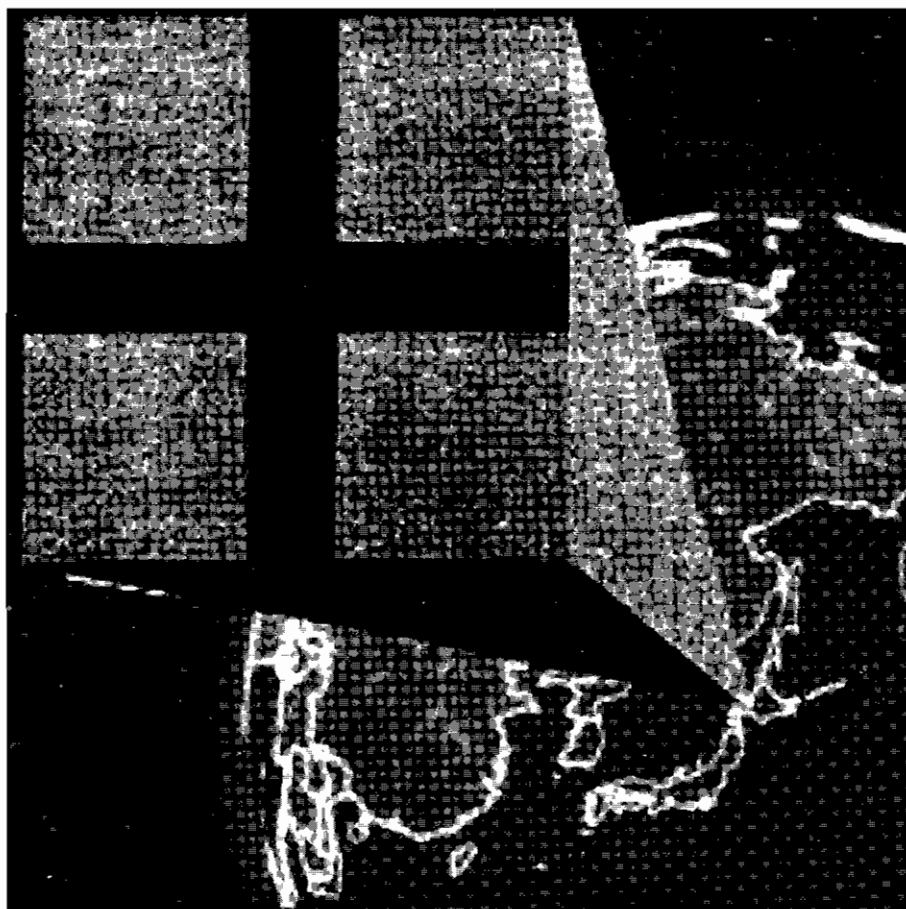
TEL 0126-22-4333 FAX 0126-22-5370

http://www.bunmeidoh.com/Affiliate/askul_top.html

当社はアスクル加盟販売店です。

応援します！ 公共事業の円滑な推進

協会は、公共嘱託登記を受託処理できる唯一の公益法人です。



**私たち公嘱協会は、境界確認のプロ集団
として社会に貢献しております。**

社団法人

公共嘱託登記手続は専門家へ



札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会

〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目8番地 晴ばれビル8F

TEL(011) 232-5040

FAX(011) 232-5044

e-mail:satu@koushoku.jp URL:http://www.koushoku.jp/

近時の法改正や実務の動きを踏まえた最新の内容！

Q&A

表示登記実務 マニュアル

すいせん 日本土地家屋調査士会連合会

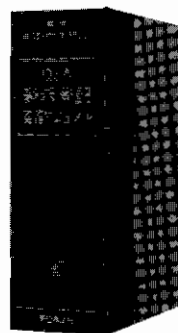
編集 表示登記制度実務研究会

代表 西本 孔昭 (日本土地家屋調査士会連合会名誉会長)

●実際の相談事例をもとに実務上起こりやすい諸問題について、図面・書式例を掲げながら、Q&A形式により詳しく、わかりやすく解説しています。

●オンライン申請手続、地図整備、筆界特定制度、ADRなど、変革期にある不動産の表示登記制度をめぐる今日的な問題を数多く取り上げています。

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,204頁
定価11,550円(本体11,000円) 送料590円



事例式

適切・迅速な紛争解決の実務指針！

境界・私道トラブル 解決の手引

編集 境界・私道紛争事例研究会

(代表) 山崎 司平 (弁護士)

●境界・私道をめぐるトラブル事例を幅広く取り上げ、詳しく解説！

●紛争の法的な問題点を明らかにしながら、具体的な対応策・解決方法をアドバイス！

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁906頁
定価11,025円(本体10,500円) 送料590円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。



新日本法規出版

札幌支社

☎060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番

☎0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>

E-mail eigy@sn-hoki.co.jp

「境界」のことなら

あなたのまちの 土地家屋調査士へ

札幌土地家屋調査士会

064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目8番地
晴ればれビル8階

電話 011-271-4593

FAX 011-222-4379

<http://www.saccho.com>

旭川土地家屋調査士会

070-0032 旭川市2条通17丁目465番地1
(左8号)

電話 0166-22-5530

FAX 0166-23-0868

<http://www.a-cho.or.jp>

函館土地家屋調査士会

040-0033 函館市千歳町21番地13号 桐朋会館3階

電話 0138-23-7026

FAX 0138-23-4486

<http://www6.ocn.ne.jp/~hakoty/>

釧路土地家屋調査士会

085-0833 釧路市宮本1丁目2番4号

電話 0154-41-3463

FAX 0154-43-2045

<http://www.kushiro-chosashi.jp>

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱



数々の危険からあなたをお守りしたい

桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

団体傷害疾病保険

保険期間中、国内外を問わず
1) 日常生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶発の事故を補償します。

集団自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL : 03-5282-5166 FAX : 03-5282-5166

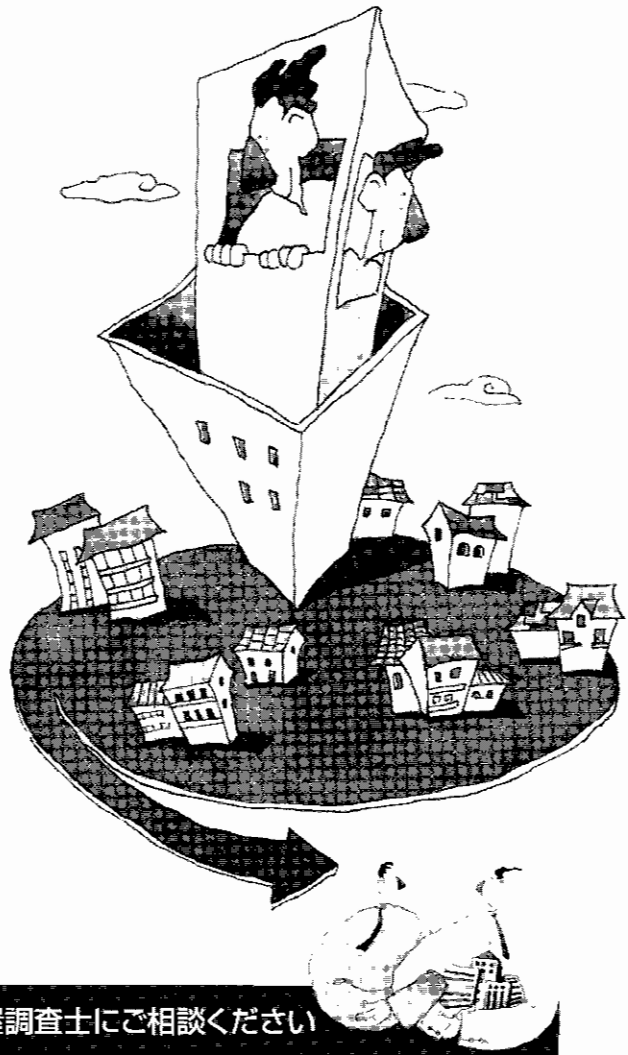
上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問合わせをお願い致します。

「未登記建物解消キャンペーン」

不動産登記法の目的である「取引の安全と円滑に資すること」の実現を目指すことはもちろんですが、行財政施策の基礎資料としての不動産登記記録の整備及び税の公平負担という観点からも、日本土地家屋調査士会連合会は、未登記建物をなくしていくためのキャンペーンを推進します。

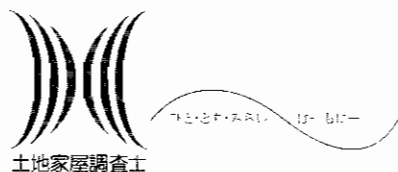
建物の登記

建物の登記には、建物を新築したときや建売り住宅を購入したときには「建物表題登記」、分譲マンションなど区分所有建物を建築したときは「区分建物表題登記」、建物を増築したときや車庫などの付属建物を新築したときには「建物表題変更登記」、古い建物を取り壊して新しく建て替えたときには「建物滅失登記」と「建物表題登記」、などその現況を正確に登記するためにさまざまな登記申請があります。



不動産表示登記の専門家 土地家屋調査士にご相談ください

土地家屋調査士は「土地家屋調査士法」により創設された国家資格です。不動産の登記制度において「土地」「建物」を詳細に調査・測量し、登記申請することで各種の権利の対象物を明確にする役割を担っています。不動産取引の安全を保障し安心して取引できるようにすることを目的とする不動産登記法の基礎となる部分で、不動産の表示に関する登記、または土地の境界に関する調査・測量のプロフェッショナルとして、皆さんの財産である「土地」「建物」をサポートしています。



日本土地家屋調査士会連合会

www.chosashi.or.jp

e-mail: rengokai@chosashi.or.jp



調査士業務の機能を向上し、
圧倒的にスピードUPさせます!

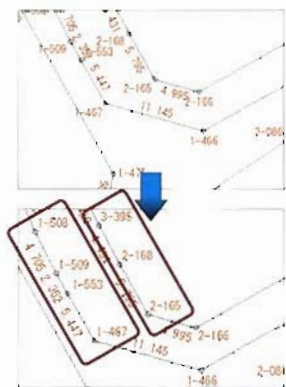
Windows Vista™ 対応

文字自動編集とアシスト

文字の重なりや引出し線の編集が、驚くほど簡単になりました!

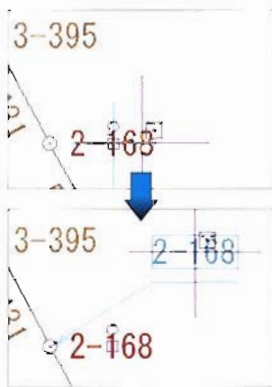
文字の重なり編集

文字の重なりを自動で移動修正します。
状況に応じて引出線が表示されます。



引出線の編集

離れに合わせてフレキシブルな引出線
へ自動配置されます。



インターフェイスの改善と操作性の向上

大量の手簿整理・複雑形状の地番登録などが効率よく行えます!

手簿の確認

器械点・点検路線を常に一覧表示し、
切り替えと確認を簡単に!
(電子野帳接続、基準点測量)



地番の登録

隣接地番の構成点を自動取得!



「不動産調査報告書入力システム」との連携

「BLUETREND V」の各種情報から「不動産調査報告書入力システム」へデータ連携が行えるようになりました!

座標値・観測情報の連携

- ・トラバース計算の器械点等の座標値
- ・トラバース放射データなどの観測情報



テキスト化して調査報告書
日調連様式データ書込み



素図も楽々取込み

調査素図として、図面を「拡張メタファイル(EMF)」形式で出力



不動産調査報告書入力システム
(日調連提供)

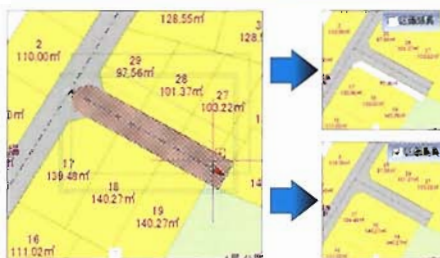


ズームビュー



広範囲と拡大画面が同時に見れ、
拡大縮小の手間を省きます!

宅地割りシミュレーション機能強化



道路移動時に
区画も延長!
CADでの面積調整も
自由自在!

その他にも様々な機能UPを実現しています! 詳しくは下記ホームページにてご確認ください。



自動追尾・自動視準・自動対回・長距離ノンプリ搭載。
全てを兼ね備えたハイエンドモデル新登場！！



ノンプリ測距 2000m

自動視準機能

自動対回機能

All-round

- 高速自動追尾機能を利用し、効率的なワンマン観測が可能
- 自動視準機能を利用し、快適な観測を実現
- 自動視準モードにより、スピーディな対回観測を実現
- 超ロングレンジノンプリズム測距2,000m

自動追尾バルスータルステーション

GPT-9000A シリーズ

高速自動追尾

完全ケーブルレスでVRS・RTK作業が可能！！
パケット通信により低コストで安定した高速通信を実現。

- 通信モジュール内蔵一体型
- 固定局・移動局完全スッキリ装備
- ケーブルレス・オールインワン受信機

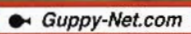


**スッキリ
装備**

GNSS(GPS/GLONASS)受信機

GR-2100N シリーズ



トプコン測量機器 情報提供サイト  <http://www.guppy-net.com>

株式会社 岩崎

〒060-0034 札幌市中央区北4条東2-1
TEL(011)252-2000 FAX(011)252-2009

岩崎ホームページ

<http://www.iwasakinet.co.jp>

旭川(0166)48-1125
釧路(0154)23-7488
函館(0138)23-8301
北見(0157)24-2831
苫小牧(0144)74-8171
網走(0152)43-3530

室蘭(0143)43-6288
帯広(0155)34-0005
稚内(0162)32-2608
留萌(0164)43-8338
小樽(0134)27-5571

株式会社 **トプコン販売** 札幌営業所
〒060-0034 札幌市中央区北4条東2-1
TEL(011)252-2611 FAX(011)252-2614